

官報

号外 昭和三十七年四月十七日

○第四十回 衆議院會議録 第三十七号

昭和三十七年四月十七日(火曜日)

議事日程 第三十四号

昭和三十七年四月十七日

午後二時開議

第一 本船運送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 航空業務に関する日本国とパキスタンとの間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第三 航空業務に関する日本国とイタリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第四 財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 農地開発機械公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

中小企業基本法案(宮澤胤勇君外二百六十二名提出)並びに中小

企業基本法案(松平忠久君外二十六名提出)、中小企業組織法案(松平忠久君外二十六名提出)及び中小企業省設置法案(松平忠久君外二十六名提出)の趣旨説明及び質疑

日程第一 本船運送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 航空業務に関する日本国とパキスタンとの間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第三 航空業務に関する日本国とイタリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第四 財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 農地開発機械公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時十五分開議

○副議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○副議長(原健三郎君) お諮りいたします。議員高田富之君から、海外旅行のため、四月二十一日から五月七日まで七日間請暇の申し出があります。これを許可するに御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

中小企業基本法案(宮澤胤勇君外二百六十二名提出)並びに中小企業基本法案(松平忠久君外二十六名提出)、中小企業組織法案(松平忠久君外二十六名提出)及び中小企業省設置法案(松平忠久君外二十六名提出)の趣旨説明

○副議長(原健三郎君) 議院運営委員会の決定により、宮澤胤勇君外二百六十二名提出、中小企業基本法案、並びに、松平忠久君外二十六名提出、中小企業基本法案、中小企業組織法案、及び中小企業省設置法案の趣旨の説明を順次求めます。提出者宮澤胤勇君。

〔宮澤胤勇君登壇〕

○宮澤胤勇君 中小企業基本法案につきまして、その提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

わが国の中小企業者が、鉱工業生産の拡大、商品流通の円滑化、海外市場の拡大等を通じて、国民経済の発展と国民生活の安定とに寄与してきた事情については、今ここにあらためて申し上げるまでもなく、すでに各位の十二分に御承知のことと存じます。

私は、このような中小企業者が、今後とも自由にして公正な競争原理を前提とする近代自由経済のうちにあって、変わることもなくその重要性を維持し、かつ施策のよろしきを得るときは、旧に倣する成長を記録することも、さして難事ではないと確信しておるものであります。(拍手)

しかるに、わが国の中小企業者の多くは、その成長過程において諸般の事情から資本蓄積は進まず、経営基盤は弱く、機械設備等の老朽化にもおおいがたいものがあるのであります。このような中小企業者をこのままに放置するときは、中小企業者と大規模事業者との間にある生産性と所得の格差が今日以上に拡大するばかりでなく、わが国経済の高度成長計画にも多大の支障を来たすものと深く憂慮いたしておる次第であります。いわゆる生産性格差の存在に代表される中小企業問題をこの際早急に解決することは、まさに公共の福祉を増進し、国民経済の健全な発展を招来するために、きわめて重要な課題であると信ずるゆえんであります。

このため、第一には、中小企業者の一そりの自覚と創意工夫を期待するとともに、中小企業者の経済的存立条件の不利を是正し、その事業の体質を改善して、その経済活動を促進すること、第二には、自由にして公正な競争原理を確認するとともに、大規模事業者との間における経済活動を調整して、公正な経済秩序の確立に努め、中小企業者の事業の安定と発展を期すること、この二つの課題を国民経済の立場に立つて解決するための基本的方策を示すものとして、ここに中小企業基本法案を提案した次第でございます。

(拍手)
次に、本基本法案の内容につきましても、その概略を申し上げます。

第一は、本法案の対象となる中小企業者の範囲を、製造業等にあつては資本金五千万円以下または従業員数三百人以下、商業、サービス業等にあつては従業員数五十人以下としたことであ

昭和三十七年四月十七日 衆議院會議録第三十七号

中小企業基本法案(宮澤鳳勇君外二百六十二名提出)についての宮澤鳳勇君の趣旨説明 中小企業基本法案(松平忠久君外二十六名提出)外二案についての松平忠久君の趣旨説明

中小企業基本法案(松平忠久君)

八八二

ります。これは、現行制度の多くが、中小企業の定義を、製造業については資本金一千万円以下、商業、サービス業については従業員数三十人以下としておる点を、今日の実態に合致するよう改め、諸般の施策が一そそ浸透するよう意図したものであります。

第五は、系列関係において中小企業者の自主性を失わしめず、下請関係においてその公正な利益を保護するたため、必要な措置を講ずるよう規定したことであります。これは、中小企業者の事業の多くが、大規模事業者と系列な関係の下請関係に立って存在し、しかも、親事業者の経済的優位性のゆえに、不当に従属的な支配下に置かれており、このことが、中小企業者の健全な発展を著しく阻害しておる実情にかんがみまして、その適正な関係の確立をはかるという趣旨を意図したものであります。

第六は、特に小売商業について、大規模事業者等との間に事業調整を講ずる道を開いたことであります。これは、わが国の中小企業者の中で、最も数が多く、かつ零細である小売商業者の正常な事業活動が、往々にして、大規模事業者または協同組合等の進出によって阻害されておる実情を匡正するための手段として特に規定したものであります。

第七は、官公需の発注につき、その一定割合を中小企業者に確保するに必要措置を講ずるよう規定したことであります。これは、米国等の先例に範をとり、中小企業者に対する需要を拡大して、その事業活動を促進するための手段として規定したものであります。

第八は、金融の円滑化をはかるため、中小企業者のための専門の金融機関を育成強化すること、財政投融資の充実に努めること、中小企業者に対する貸付条件の適正化をはかること等の諸措置を講ずるよう規定したことであります。これは、中小企業者の設備の更新、健全な商業活動等に必要とされる資金を潤沢に、かつ適正な貸付条件で確保するための手段として規定したものであります。

第九は、国税、地方税を通じて、中小企業者の税負担を適正にし、その税負担が大規模事業者等に比し不均衡となることのないよう、必要な施策を講ずるよう規定したことであります。これは、資本蓄積の弱い中小企業者に対し、極力税負担を軽減し、その事業経営の合理化と安定をはかるという趣旨に基づいたものであります。

第十は、中小企業者に対し、資本調達の円滑化をはかるため、必要な施策を講ずるよう規定したことであります。これは、中小企業者の資本の増額、社債の発行を容易ならしめる措置を講じ、所要資金の確保に資することともに、その資本構成を是正して、中小企業者の事業の安定と成長をはかることを意図したものであります。

第十一は、小規模事業者に対しては、諸般の施策を講ずるにあたり、特別の考慮を払うよう規定したことであります。これは、製造業等にあつては、従業員数二十人以下、商業、サービス業にあつては、五人以下程度の事業者については、一般の中小企業者とは異なり、特に手厚い施策を必要とするものが多いことから、かような規定を置くこととしたのであります。

第十二は、経済事情の変化により存立の困難となりました中小企業者の事業について、他の事業または職業への転換を容易ならしむるため、必要な措置を講ずるよう規定したことであります。これは、経済事情の変化等から、他の業種または他の職業へ転換することを希望する中小企業者及びその従業員について、助成の措置を講じようという趣旨であります。

以上のはか、政府に対しては、中小企業者の実態を常時、的確に把握するため、総合基本調査及び動態調査を実施し、また、中小企業施策の効率的実施を確保するため、国会に対し、中小企業者の動向、施策の概要等に関する年次報告を実施するよう義務づける規定を設けた次第であります。

なお、中小企業に関する重要施策を審議し、かつ意見を具申するため、総理府に中小企業審議会を設置することといたしました。

本案については、わが党は慎重に調査立案をいたしましたので、中小企業者の現下の実情にかんがみ、取り急ぎ

御審議、御賛成下さいますようお願い申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 次に、提出者松平忠久君。

〔松平忠久君登壇〕

○松平忠久君 私は、日本社会党を代表し、わが党提出の中小企業基本法案、中小企業組織法案並びに中小企業省設置法案、この三案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

実は、この法律案は去る三月十九日に提出したのであります。政府が提案を断念し、自民党の提案がおそくなったために、今日までこの本会議における趣旨説明ができなかつたことは、まことに遺憾とするところであります。(拍手)

今さら申し上げるまでもなく、今日、中小企業は、わが国経済の中で圧倒的多数を占め、かつ生産、流通等の面においてもきわめて重要な役割を果たしているものであります。にもかかわらず、中小企業と大企業との間の大きな格差がますます増大し、中小企業の経営は常に不安定かつ困窮した状態にあります。景気が悪くなればまず先にその被害を受け、景気がよくなってもなかなか中小企業にその恩恵が届かない。これを言いかえすならば、大企業は中小企業を踏み台にして景気調整のクッション的な役割にこれを利用して

ります。これは、現行制度の多くが、中小企業の定義を、製造業については資本金一千万円以下、商業、サービス業については従業員数三十人以下としておる点を、今日の実態に合致するよう改め、諸般の施策が一そそ浸透するよう意図したものであります。

第五は、系列関係において中小企業者の自主性を失わしめず、下請関係においてその公正な利益を保護するたため、必要な措置を講ずるよう規定したことであります。これは、中小企業者の事業の多くが、大規模事業者と系列な関係の下請関係に立って存在し、しかも、親事業者の経済的優位性のゆえに、不当に従属的な支配下に置かれており、このことが、中小企業者の健全な発展を著しく阻害しておる実情にかんがみまして、その適正な関係の確立をはかるという趣旨を意図したものであります。

第六は、特に小売商業について、大規模事業者等との間に事業調整を講ずる道を開いたことであります。これは、わが国の中小企業者の中で、最も数が多く、かつ零細である小売商業者の正常な事業活動が、往々にして、大規模事業者または協同組合等の進出によって阻害されておる実情を匡正するための手段として特に規定したものであります。

第七は、官公需の発注につき、その一定割合を中小企業者に確保するに必要措置を講ずるよう規定したことであります。これは、米国等の先例に範をとり、中小企業者に対する需要を拡大して、その事業活動を促進するための手段として規定したものであります。

第八は、金融の円滑化をはかるため、中小企業者のための専門の金融機関を育成強化すること、財政投融資の充実に努めること、中小企業者に対する貸付条件の適正化をはかること等の諸措置を講ずるよう規定したことであります。これは、中小企業者の設備の更新、健全な商業活動等に必要とされる資金を潤沢に、かつ適正な貸付条件で確保するための手段として規定したものであります。

第九は、国税、地方税を通じて、中小企業者の税負担を適正にし、その税負担が大規模事業者等に比し不均衡となることのないよう、必要な施策を講ずるよう規定したことであります。これは、資本蓄積の弱い中小企業者に対し、極力税負担を軽減し、その事業経営の合理化と安定をはかるという趣旨に基づいたものであります。

第十は、中小企業者に対し、資本調達の円滑化をはかるため、必要な施策を講ずるよう規定したことであります。これは、中小企業者の資本の増額、社債の発行を容易ならしめる措置を講じ、所要資金の確保に資することともに、その資本構成を是正して、中小企業者の事業の安定と成長をはかることを意図したものであります。

第十一は、小規模事業者に対しては、諸般の施策を講ずるにあたり、特別の考慮を払うよう規定したことであります。これは、製造業等にあつては、従業員数二十人以下、商業、サービス業にあつては、五人以下程度の事業者については、一般の中小企業者とは異なり、特に手厚い施策を必要とするものが多いことから、かような規定を置くこととしたのであります。

第十二は、経済事情の変化により存立の困難となりました中小企業者の事業について、他の事業または職業への転換を容易ならしむるため、必要な措置を講ずるよう規定したことであります。これは、経済事情の変化等から、他の業種または他の職業へ転換することを希望する中小企業者及びその従業員について、助成の措置を講じようという趣旨であります。

といつても過言ではないのであります。(拍手)この点が欧米の資本主義諸国と非常に趣を異にしているところであります。欧米の資本主義諸国におきましては、わが国に見られるような大企業と中小企業との間の格差は、たとえば労働者の賃金あるいは付加価値等におきましてほとんど存在しないのであります。従いまして、わが国におけるごとく、中小企業の問題が社会問題にまで発展しているような事例は、欧米には見当たりません。

こうした現状の中で、政府は、依然として大企業に有利な財政金融政策等を推進し、また独禁法を有名無実なものとして、不当な独占支配を黙認しているのではありません。さらに最近、自由化を口実に、大企業による吸収合併並びに系列支配を容認し、中小企業を弱肉強食の冷酷な競争の中にほうり出したままです。今までの政策は、全く場当たりきの措置であつて、一時を糊塗しているものしか見られません。このため、中小企業は、今日、資金難、求人難等々、きわめて窮乏した経営に直面しているだけでなく、その将来に大きな不安を抱かざるを得ない状態に追い詰められているのであります。

以上のような五つの基本方針に基づいて、以下、具体的な政策、機構の内容に及んでおるのであります。

まず第一は、本案に規定される抜本的な総合政策を実現するためには、従来の中小企業庁ではとうてい不可能でありますので、新たに中小企業省を設置して、強力に中小企業者の利益を擁護し推進していく考えであります。この中小企業省の詳細な規定につきましては、後刻御説明を申し上げたいと存じます。

第二は、中小企業者の定義についてであります。特に零細な勤労事業者を分離して、政策の恩恵が十分にこの勤労事業者に及ぶように考慮しているのではありません。すなわち、前者については、常時使用する従業員の数が三百人以下であつて、かつ資本の額または出資の総額が三千万円以下のもので、たゞし、商業、サービス業では三十人以下のものとし、勤労事業者についてはおおむね十人以下かつ百万円以下、たゞし、商業、サービス業ではおおむね三人以下としておるのであります。もつとも鉱山等特定業種については、別途法令でその範囲を定めることといたしております。

第三は、中小企業の組織についてであります。中小企業の経営を近代化し、発展させ、大企業と対等の地位に引き上げるためには、協同化が必要であることは今さら言ふまでもありません。

ん。本案は、この協同化にあたって自主的協同を原則とし、あくまで強制や統制等の考えを排除しているものであります。すなわち、加入、脱退は自由で、組合員の権利があくまで平等な協同組合を組織の基本といたしております。さらに、設立を簡易化し、かつ、国が積極的な援助を与えることによつて、加入者が有利になるような条件を盛っておるのであります。なお、中小企業者が業種、業態に応じて何らかの組合に加入できるように、組織の種類として九つの種類をあげております。組合の行なう事業としては、経済事業のほか調整事業、また大企業との団体交渉をもあわせて行なうことができるようにいたしております。なお、従来の中小企業に関連する法律につきましては、この際、中小企業組織法案を出してまいりますので、後刻御説明申し上げます。

次に、第四は、具体的な中小企業政策の内容についてであります。まず、産業政策全般に及ぶものとしては、中小企業に適切な事業分野を確保していくことを考えております。最近、大企業が中小企業の事業分野に進出し、中小企業の存立を脅かしている現状を是正するため、中小企業に適切と認められる事業分野に大企業がむやみに進出することを規制しようとするものであります。また、国、地方公共団体、公共企業体などが外部に発注する場合にも、現在の大企業偏重を改めて、中小企業に一定割合以上を発注するよう義務づけることといたしております。

次に、経営近代化の政策といたしましては、機械化の推進、経営の専門化、規模の適正化、設備の更新、共同施設の新増設、経営管理の改善、技能者訓練の徹底、試験研究機関の拡充などに努め、それらに必要な助成を積極的に行なう考えであります。経営近代化のためには、同時にまた直接中小企業の相談に応じたり、診断指導などの諸活動を積極的に行なうことが特に必要とされておりますので、そのための機関として中小企業センターを全国に配置する方針であります。また、中小企業貿易を振興するため、海外市場の調査、開拓の機関を整備し、かつ貿易金融の円滑化をはかり、さらに中小企業が海外において行なう技術協力その他経済協力活動に対しまして、指導と援助の手を差し伸べて参る考えであります。

具体的政策内容の第二といたしましては、産業別にきめこまかい振興政策をとるべきことを提案いたしております。すなわち、工業にあつては、大企業への従属性を脱却して、公正、対等な関係を打ち立て、特に下請中小企業者に対する大企業からの不当な圧迫を排除すべきことを強調しております。鉱山業につきましては、地下資源開発の特殊性にかんがみ、特に探鉱、

採録に対する助成の必要を認めているのであります。商業については、商品の流通秩序の維持、一般小売商の利益の擁護の立場から、大企業との間の取引条件の改善、メーカー、卸売商による直接小売行為の制限、百貨店業者の進出抑制をはかるとともに、他方、一般小売業者みずからの経営改善、近代化を促進し、また、横のデパートとしての商店街の共同事業活動に積極的な援助を行なわんとするものであります。本案は、特に従来政府の中小企業政策が工業に偏していた傾向を是正し、商業部門についても明確な政策を打ち出しておるのであります。

第三は、零細な勤労事業者に対する政策であります。零細な勤労事業者に対する政策は、従来中小企業政策一般の陰に隠れて、全く見過ごされて参りました。そこで、この際勤労事業者に対する施策は、中小企業政策一般から切り離して、別ワケのものとして、特に十分な政策的な配慮を払うべきであると考えておるのであります。すなわち、本来の経済政策に社会政策を加味していくべきであります。このために協同組織化への特別の援助、無担保融資の増大、勤労所得増進並びに家族労働者の給与所得制の確立、改善、事業主負担分の軽減、それらの措置を伴うところの社会保険の強制適用、そのほか経理、技術の指導、助成などを行なうて参る方針であります。かくて初

めて勤労事業の体質改善が可能だと信ずるものであります。

第四には、金融、税制政策であります。まず、金融政策につきましては、金融機関の融資総額の一定割合以上を常に中小企業者に確保することとし、また、金融機関が一企業に一定割合以上の集中融資を行なうことを禁止しておるのであります。さらに信用補完制度を拡充強化するとともに、災害、景気変動等、不慮の事態から中小企業を守るために、中小企業緊急救済資金を設置することとしたしております。

次に、税制につきましては、協同組合に対する法人税の軽減税率の適用、設備近代化促進のための特別償却制度、積立金に対する税の特別措置などを実施する方針であります。なお、勤労事業者に対する減税措置はさきに述べた通りであります。

第五は、労働福祉並びに社会保障制度についてであります。中小企業の前近代的なあり方は、労使関係に顕著に現れております。これを是正する一助としても、また最近の求人難を打開していくためにも、中小企業に働く労働者の福祉厚生を真剣に考慮しなければなりません。このため、特に労働者の福祉に関する諸施設の建設並びに事業活動に對しまして、国及び地方公共団体に積極的な指導、助成の義務を課しているのであります。なお、社会保障政策につきましては、勤労事業者に

対する施策のところで述べた通りであります。

次に、中小企業と大企業との間の紛争処理の問題についてであります。今日、中小企業は大企業による一方的な、不公正な取引に對し、全く泣き寝入りの状態であります。これを改めて、正常な経済秩序を確立し、中小企業に公正な機会、平等な立場を保障していくためには、どうしても中小企業と大企業との間の紛争を調整する機関の設置が必要であります。その意味におきまして、労働者に労働委員会があるがごとく、中小企業にも中小企業調整委員会を中央並びに地方に新たに設けることとしたしております。調整委員は、中小企業者、大企業者、労働者、消費者等の代表をもってこれに充て、中小企業と大企業との間に生ずる紛争について、あつせん調停並びに裁定を行なうものであります。

最後に、実態に即した適切な中小企業政策を実施するために、政府に対して総合的な実施調査を行なわしめ、さらに中小企業政策に関する基本計画や実施計画並びに実施状況について国会に年次報告をさせることとしたしております。また総理府に中小企業審議会を設け、主としてこの法律の実施に関する重要事項を調査審議し、必要と認める事項については内閣総理大臣または関係各大臣に建議し得ることとし、本法運用に万遺憾なきを期しておるのであります。

以上が本法案の提出の理由並びに内容の概要であります。

次に、中小企業組織法案について若干御説明申し上げます。

本法案は、全文実に二百五カ条に及んでおる膨大な法案であります。この法案の骨子といたしまして、この今日あります現行の中小企業協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律並びに環境衛生法、この三本を一本化したしまして、簡潔にこれらの組合が設立できるようにいたしておるのであります。しこういたしまして、この中小企業基本法の精神にのっとりまして、おもな内容は次の通りに定めております。

第一は、中小企業者の基本組織は、いわゆる協同組合形式にいたしておるのであります。この組合の主体といたしましては、事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合、共済協同組合、信用協同組合、企業協同組合及び協同組合連合会として、別に中央には、中央の組織といたしまして中央会並びに都道府県に中小企業団体中央会を設置する考え方であります。

事業を行なう場合には、一定の基準に基づいて行なうことになっておるのであります。そのほかに特に団体協約の締結をあわせて行なうこととしたしております。今日の現行の中小企業等協同組合法並びに団体組織法におきましても団体交渉権はあるのであります。しかしながら、団体交渉が不調に終わった場合の救済の措置がございせん。わが党案におきましては、これらの中小企業団体の大企業その他と団体交渉いたしましたときに、最後に調停が不調に終わった場合には、第三者でもって構成するところの、いわゆる中小企業紛争調整委員会に提訴いたしました、その裁定が下った場合には、紛争当事者双方において、その裁定に従うという規定をいたしております。完全に近いところの団体交渉権を中小企業団体に与えんとするものであります。

次に、調整事業に關しましては、不況カルテルの場合は不況要件、合理化カルテルの場合は価格等に不当な影響を及ぼさないことを要することを規定いたしております。調整規程は、中小企業者のみが加入している場合は届出制、それ以外の場合は認可制といたしております。同時に物価協定は、公正取引委員会の同意を必要とすることとし、不況カルテルの場合におきましては、アウトサイダーの規制命令を発

動することができることとしたしております。

なお、組合の共同施設、福利厚生施設並びに事務経費等におきまして、国が一部補助をすることとしておるほか、税制上の特典を与えることについておる点は、先ほど中小企業基本法の内容の説明のときに申し述べた通りであります。

以上が中小企業組織法の概要でございます。

次に、中小企業省設置法について若干御説明を申し上げます。

本案は、中小企業者に対する施策を積極的に推進するために、国の行政機関として中小企業省を新たに設置せんとするものでありまして、次の通り内容を持つておるのであります。

すなわち、中小企業者の組織、経営の近代化、事業の助成、振興に関する行政事務を一体的に行なう機関でございます。また、この行政事務を遂行するために必要な権限規定をも定めておりますが、同省の機構といたしましては、内部の部局として、大臣官房のほかには振興局、組合局、経営指導局並びに商業局の四局を置くこととしております。地方には、現在中小企業関係の仕事につきましては通産省の出先機関がございしますが、これらの出先機関の所在地に中小企業局を全国において八局置くこととしております。なおまた、外局といたしましては、先

ほど申しました中央中小企業調整委員会を置くこととしておるのであります。本省並びに外局、地方局の定員は七百五十名といたしております。

この法律の施行に關しまして必要な事項、関係法律等の整理は別に法律をもつてこれを定めることとしておるものといたします。

なお、施行は公布の日から六カ月をこえない範囲内で政令で定めると規定いたしておるのであります。

以上が中小企業省設置法案の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。私の提案理由の説明を終わります。(拍手)

中小企業基本法案(宮澤胤男君外二百六十二名提出)並びに中小企業基本法案(松平忠久君外二十六名提出)、中小企業組織法案(松平忠久君外二十六名提出)及び中小企業省設置法案(松平忠久君外二十六名提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(原健三郎君) ただいまの趣旨の説明に対して、質疑の通告があります。順次これを許します。首藤新八君。

〔首藤新八君登壇〕

○首藤新八君 私は、自由民主党を代表して、ただいま趣旨説明のありまし

た松平忠久君外二十六名の提出による社会党の中小企業基本法案、組織法案、設置法案について幾多の疑義を持つものであります。そのうち中小企業基本法案に対して特に重要と考えられる二、三の点について、提出者に質問をいたしたいと思っております。

まず第一に、中小企業者の定義であります。従来三百人はわが党提出の基本法と同様であります。資本金を三千万円に規定した根拠をお尋ねいたしたいと思っております。すなわち、今日までの定義である資本金一千万円は、十数年前のわが国経済のきわめて脆弱なときに決定したのであります。従つて、商工中金その他特殊金融機関の融資限度も一千万円で十分であつたのであります。その後における経済の目ざましい発展と、これに比して中小企業者の経営規模も著しく拡大し、資金の需要もまた年々増大したとして、融資限度も一千万円程度では過小にして、企業体の向上発展に大きな支障を来たしておりますので、この際融資限度を大幅に引き上げる必要がありま

す。そのと、あわせて中小企業の実態と経済の将来を予測し、これに中小企業各団体の意向をのしきいたしまして五千万円に引き上げることが最も適切であるとの確信のもとに立法したものであります。それにもかかわらず社会党が三千万円に押えたことは、中小企業者の金融面における隘路を今後とも

引き続き残すこととなり、せっかく立案しながら仏作って魂を入れずのそしりを免れないと思つております。この際、三千万円に決定した理由と根拠を明確にしたいと思つております。

第二は、中小企業者の組織する団体を基本法に列挙いたし、その組織、事業内容等に至るまで詳細に規定したことは、基本法そのものの性格から考えていかにも不合理であり、不可解とするところでありまして、その理由をお聞きしたいと思つております。すなわち、基本法はいわば中小企業者の憲法でありまして、制定の暁にはみだりにこれを改正すべきでないという考え方は常識であります。それにもかかわらず、経済情勢の動向によつてそのつど法の改正を伴う団体を基本法に列挙することは、いかにも適当と思われるからであります。

第三は、事業分野の確保でありまして、中小企業存立の基盤を擁護するため、大企業がその資本力をバックに中小企業、特に小売業者の職域に進出し、これを圧迫しておることは何人も否定できないところでありまして、これを排除し規制することには無条件に賛意を表するものであります。しかしながら、それだからといって、国家権力を介入して業種を指定し大企業の進出を抑制するといふことが、はたして実行可能なりやいなやに大きな疑惑と

不安を感じざるを得ないのであります。まず、現行憲法との関係であります。憲法第二十二條にまつところから

抵觸するのであります。由來わが党は、現行憲法に幾多の欠陥がありますので、これが改正を痛感しておりますが、社会党は対照的に憲法改正に徹底的に反対し、しやにに現行憲法を擁護せんとする方針をとりながら、現実にはかように憲法を無視するような立法をすることはまことに不可解千万でありまして、その真意が如何なるやをお尋ねいたしたいのであります。さらにまた、これがかりに実行されたとしても、この指定された業種の中小企業者は、将来資本金において三千万円以上、従業員数において三百人以上に成長発展することは否定されることとなりまして、この点もまた社会党の中小企業に対する持論と矛盾し、理解しがたいところでありまして、詳細な御説明を承りたいと思つております。

第四点は、金融関係であります。この案によりまして、中小企業に対する金融の円滑化を確保するため金融機関の融資総額の一定割合以上を貸し付けよう義務づけることであると思つております。趣旨そのものには反対するものではありませんが、これも前に述べた業種の指定と同様、国家権力を介入し、官僚統制を是認することを条件とするものであります。はたしてその

ようなことが実現性ありやいなやに大きな疑問を持たざるを得ないのであります。それと同時に、社会党案の第一條には、経済民主化の実現をはかるということを特に強調してあります。が、この経済民主化と国家権力による官僚統制は、一体どのような関係になりますか、これまた御説明をお願いしたいと思つております。(拍手)

これを要するに、社会党案は、各条文を通じて一応耳ざわりのよい表現であります。その内容は、社会党本来のイデオロギーである国家権力をバックとした統制経済的色彩がきよめて濃厚でありまして、その実現性のないことは前に述べた通りであります。それと同時に、統制経済がその国の経済にいかなる悪影響を及ぼしたかは、今さらここで述べるまでもなく、事実があまりにも雄弁に立証しておるところであります。それにもかかわらず、社会党があえてかような立法をするゆえん

のものは、社会党のお家芸である宣伝とはつたりの効果をねらつたものか、あるいは本法案を通じて、中共、ソ連の国、国営の経済政策に迎合せんとする遠大な野望をひそめておるとしか考えられないのであります。断じて同調できないのであります。(拍手)

これに反してわが党の立法は、先刻宮澤議員より提案理由を説明いたしましたように、国家権力あるいは官僚統制を根本的に排除いたし、あくまでも自

由にして公正な競争原理を基調とした近代自由経済の中にあつて、中小企業者が今後一そう自覚に徹し、情熱を燃やし、創意工夫によつてその重要性を保持し、国家経済の発展向上と並行して繁榮するよう、そのために必要とする不利な条件を中小企業者と国が協同してこれを克服し、目的を達成しようとする内容でありまして、中小企業者の窮状が社会党の宣伝やほつたりで回復するべくあまりにも深刻であることに目をおおることなく、虚心たんか

の、良識と勇氣を持つて、社会党提案の基本法を撤回いたし、わが党案に賛成されるよう切に希望いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

○松平忠久君 首藤議員の御質問に對してお答えいたしたいと思つております。

首藤さんは、私と一緒に両党の中小企業の基本政策について各地の立会演説会に参りまして、すでに何回か御一緒になつたのであります。従つて、われわれ社会党の案がどういふところにあるかといふことは、実は十分御承知になつておるはずではなからうか、こ

とが、これが正しい行き方だろう、という判断に立っております。すなわち、言葉をかえて言うならば、現在のよりいろいろな法律がありまして、それによつていろいろな組織ができておることは、きわめて混乱を起すのであります。従ひまして、組織を一本化して、しかも組織が簡単にできるよ

は、先ほど説明申し上げました通りに、中小企業組織法を作つておりました。この組織法の中に詳細な規定をいたしておるのであります。であります。がゆえに、基本法の中にはそのほんの大綱的なものだけを記載するにとめておるのであります。

第三の事業分野の確保でございます。この点に關しましては、これは憲法違反ではないかというお話でございます。私どもの基本法の中の言葉を注意していただきたいと思つております。が、われわれは産業の分野を確保するといふ考え方はありません。中小企業

の質問を終わります。(拍手)

○松平忠久君 首藤議員の御質問に對してお答えいたしたいと思つております。

首藤さんは、私と一緒に両党の中小企業の基本政策について各地の立会演説会に参りまして、すでに何回か御一緒になつたのであります。従つて、われわれ社会党の案がどういふところにあるかといふことは、実は十分御承知になつておるはずではなからうか、こ

ろに定義を置きますと、どうしても中小企業の本来的な政策そのものが五千万円の方に引きずられていつてしまふ。そして小さいところへはこない、こいいうのが一般の多くの人の議論であります。従つて、私たちはやはり三千万円程度にしておくことが、現在のこの経済の段階においてはよろしいといふのが、われわれの結論になつたのであります。(拍手)

第二の組織の問題でございますが、組織につきましてもわれわれの考え方は、ただいま御説明申し上げましたように、組織を一本化していくといふこ

たやり方でありまして、自民党提案の組織法の中の考え方は、これは強制加入、すなわち権力によるところの組織化といふことを考へておるのであります。この方がより官僚的な統制の色彩が強いのであります。われわれがこの組織を列挙いたしておりますのは、中小企業の各般の業種業態によりまして、現在あるいは将来におきまして組織化されたものとしてはこの程度のも

のがいいのではないか、こいいうような考えで列挙いたしましたのであります。が、しかしながら、詳細につきましても、先ほど説明申し上げました通りに、中小企業組織法を作つておりました。この組織法の中に詳細な規定をいたしておるのであります。であります。がゆえに、基本法の中にはそのほんの大綱的なものだけを記載するにとめておるのであります。

第三の事業分野の確保でございます。この点に關しましては、これは憲法違反ではないかというお話でございます。私どもの基本法の中の言葉を注意していただきたいと思つております。が、われわれは産業の分野を確保するといふ考え方はありません。中小企業

今日は規定されておる法律が多いのであります。従いまして、この事業分野というものはわれわれは政令にゆだねておるのであります。政令にゆだねておるものであります。また、あたかも安定法におけるがごとく、あるいは団体組織法におけるがごとく、その中で中小企業というものはこういうものであるから、そういう分野に大企業が進出してはならないという考え方に立つておるのであります。しかも、その考え方は、中小企業が圧倒的に国民経済の中で重要な役割を持つておられますので、これは憲法にいうところの公共の福祉でございます。この公共の福祉の立場に立ちましてこれを規定していく上において、何で一体憲法違反の疑いがあるか、こういうふうに考えておるのであります。また、このことは、われわれが法案を提出して参りました場合におきましては、所要の手續をとつておるのであります。衆議院の法制局と十分の相談をいたしておきまして、法制局における法律家的な見解も通過いたしまして提案をいたしておるのであります。

第四の金融でございますが、金融の一定割合について義務づけをすることについては御賛成を願っております。これは私も大へんうれしく存するのであります。この一定割合の義務づけ、これはしかし国家権力の介入になりはしないか、こういうお疑いのようにあります。しかしながら、今日、中小企業金融の中にも、たとえば中小企業金融公庫であるとか、あるいはそういう国家の金でないところの信用金庫であるとか、信用組合とかいうものは、法律上なわち国の権力によりまして、お前たちは中小企業の金融だということを義務づけておるのであります。都市銀行におきましても、その性格におきましては、民間の金融機関であるという点におきましては、信用金庫あるいは相互銀行と何ら変わることはございせん。しかるに、今日の都市銀行あるいは地方銀行におきまして、中小企業への融資はなかなかやつてくれない、大企業の方にはほとんどやる、こういう状態でありましてがゆえに、これは、たとえば、先ほど申しましたように、信用金庫とかあるいは相互銀行その他の中小企業の民間の金融機関に、法律をもつて規制をいたしておきますと同様の意味におきまして、ある一定の割合はやはり中小企業の預金者にその金を還元するという考え方を保持していかなければならない、こういうふうに考えておるのであります。これは決して憲法違反でも何でもありません。この基本法は、先ほど御説明申し上げましたように、これは単なる宣言規定で何々せねばならぬとか、すべきであるとかいうことだけではなく、もう少しきめのこまかいものになさなければだめだ、そういう考え方で立

法化されておりますので、これはどうぞ一つ御賛成あらんことをお願いすると同時に、撤回する意思のないことを、ここで重ねて申し上げておきます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 中村重光君。
〔中村重光君登壇〕
○中村重光君 私は、ただいま趣旨説明のありました、自由民主党提出の中小企業基本法案に対し、日本社会党を代表して、質問をいたしたいと存じます。(拍手)

内容の質問に入る前に、まず、今回基本法案を提案されるに至った経緯について、若干の質問を試みたいと存じます。

もとより、中小企業基本法案については、池田総理を初め、政府関係者がつとにその制定を表明してこられたところでありまして、自民党の諸君もまた政府提案を唱え、その実現を各方面に公約して参られたことは、すでに周知のとこであります。今日の政党政治にあつて、政府・与党が国政の基本にかかわる重要な法律を制定し、その忠実な実施を期するためには、当然与党の意見を政府に反映せしめて、政府みずから国会に提案することが政党内閣の責任ある態度であると信じます。(拍手)

もちろん、政府・与党のほんとうの腹は、基本法の制定を望んでいなかったのではないかと思います。それは、言うまでもなく、基本法を作ることによつて、経済の仕組み、実態が明らかにになり、自民党の中小企業政策に対する不信を招く結果となることをおそれたからであります。かつて、中小企業庁において進めていた基本法案の検討を中止した経緯からもうかがわれるのであります。ところが、社会党及び民社党の法案提出準備が進み、さらに中小企業諸団体の基本法案草案が発表されるや、自民党も中小企業のことを真剣に考えているのだというポーズを示さねば参議院選挙に不利であるという判断から、しぶしぶながら出すことに踏み切り、政府・与党の話し合いは二転三転、結局自由民主党案として提出したのが、新聞報道の通り真相であらうと存じます。(拍手)

政府が時期尚早なりとときわめて消極的であるため、その与党たる自民党の諸君が政府提案をあきらめ、国会の会期もあと一カ月に足りない最終段階になつて、あわてて法案をでつち上げ、国会に提案するがときは、まことに無責任な態度といわなければなりません。(拍手)

みずから政府が本気で実施する気持がないのに、その与党たる自民党が議員提案を行なつても、一体、だれが責任を持つて本法案を実施するのであるか、政府はなぜに本法案を政府提案として提出されなかつたのであるか、また自民党は本心から今国会において本法案の成立を期しておられるのである

か、この際、自民党の総裁である池田総理の明快な答弁を伺いたしたのであります。(拍手)

次に、本法案の内容について、提出者並びに通産大臣に若干の質問を行います。

その第一は、本法案全体にわたる問題として、これが全条二十二カ条の簡単な抽象的宣言規定にすぎないということでありまして、ここに書かれてあるような抽象的な言い方は、すでに政府関係者が中小企業政策についてしばしば言明してきたところと少しも変わりがないのであります。問題は、従来のこのような抽象的な政策表明ではなくて、一体、政府が具体的にどんな政策を行なわんとするのであるか、また政府に具体的な政策的な義務づけられるのであるかということでありまして、この点について、本法案はきわめて具体的な規定に欠けておるのであります。自民党の諸君は、このような抽象的な宣言規定で、はたして抜本的な中小企業政策が実施され得ると考えておられるのであるか、お聞かせ願いたいのであります。

第二は、中小企業が国民経済に占める重要な地位にかんがみ、わが国特有の現象である国民経済の二重構造を解消し、中小企業の安定と発展をはかることは、中小企業政策の基本でありまして、なるほど、本法案においても、一応大企業との格差は正がうたわ

はおります。しかしその内容を見て見ますと、一体、どうして格差是正をはかるのか、一向に明確ではありません。たとえば、近年特に顕著となった、大企業が二次加工部門あるいは完成消費財生産部門など、中小企業分野へ進出することによって、一方では中小企業を排除するとともに、他方では系列化がかなり広く進行していることなど、今日大きな問題となつておるのであります。これに対し、社会党案では、中小企業に適切な業種を指定し、それを中小企業の事業分野として確保し、大企業の進出を規制するという明確な規定を設けておるのであります。しかるに、自民党案では、単に事業分野を調整するだけで、具体的にどうするか、さつぱり内容が示されておらないのであります。また今日の中小企業の資金難は、大企業への集中融資、系列、選別融資に基づくところが大きいのであります。この事實は、すでにだれの目にも明白になっているにもかかわらず、この最も重要な問題に対しては、具体的に何も規定しておらないのであります。このように、自民党案が今日の中小企業に関する基本問題を回避しているのは、大企業の利益擁護を第一とする自民党の本質であるとは申しながら、中小企業者の期待を裏切ること、まことにほなほだいといわなければなりません。(拍手)これに対す

る具体的な答弁を求めたいのであります。

第三には、自民党案で中小企業、中小企業と唱えてはおりますけれども、一体中小企業の中身は何であるか。これを中小企業者の定義について見て参りますと、従業員数は一応据え置かれておりますが、資本金の額では、従来の一千万円から一挙に五千万円に引き上げられているという事実であります。この点でも社会党案と違い、自民党案は、従業員が三百人以下であれば、資本金はたとい一億円であっても中小企業の範疇に入れるということ

は、私どものまことに理解に苦しむところでありまして、従来、自民党政府の中小企業政策は、中小企業の中でも上位の企業に重点が置かれ、たとえば融資の面におきまして、この層に資金が吸収され、小企業、零細企業に政策の恩恵がほとんど及んでいないのであります。このため社会党の基本法案では、特に勤労事業政策一般から、わざわざ分離しているほどであります。ところが、自民党案では、さらにその上限を引き上げて、大企業に背の届く線まで中小企業に包含したので、政策の重点が中小企業の上位に移つて参ります。従いまして、大企業の系列企業は政策の恩恵に浴しますけれども、小零細企業は全く見捨てられる結果となるのであります。この点でも、自民党の中小企業政策は、中小企

業政策なりと断ぜざるを得ません。自民党案は一応小規模事業者に対しても触れてはおりますが、これは単なる見せかけとしか受け取れません。自民党は、何ゆゑ政策の重点を中小企業に置くのか、この点をもっと明確に示していただきたいのであります。

それと関連しまして、第四に、膨大な数に上る零細企業を一体どうしようとするのか、お伺いしてみたいと思ひます。今日零細企業者は、加工賃あるいはマージンの一方的切り下げのために困窮した生活状態にあるのであります。また一方では、潜在的な失業者のたまり場ともなつております。従つて、相互の過当競争もきわめて激烈であります。自民党の基本法案では、これらの零細企業の将来について触れられるところが全くありません。見て見ぬふりをする態度はまことに遺憾であります。かつて池田首相は農民六割切り捨て論を吐いて、農民の憤激を買つたことは、われわれの記憶になまなましいところでありまして、この基本法案もまた、大企業中心の所得倍増政策の一環としての零細企業切り捨て政策であるといわざるを得ません。(拍手)もしそうでないと云われるならば、この点について、基本法案であります限り、零細企業の将来のあるべき姿を、ここで明示していただきたいのであります。

質問の第五点といたしましては、政策の実施機関についてであります。少なくとも中小企業に対する基本政策を実施するには、それ相応の強力な行政機構を必要とすることは、論を待たないところでありまして、現在、中小企業庁は貧弱な機構であります。かつまた大企業の利益代表機関と化している通産省に譲渡いたしておるのであります。このような機構のもとで、大企業との格差を是正し、事業分野まで調整しようとする基本法案を、どうして効果的に実施することができ得るものでありましょうか。すべて大企業に不利な政策は事前に葬り去られることは明白であります。中小企業省を設置して、中小企業大臣を置き、大企業の代弁機関たる通産省と対等の地位を確立してこそ初めて基本法案の目的が実現し得られるものと確信いたしますのであります。

(拍手)中小企業省の実現は、これまた全国の中小企業者が長年切実に要望してやまないところでありまして、自民党の諸君もこのことは百も承知しておられることと思ひます。しかるに、どうしてこのような最も肝心なところを中小企業の基本立法に明確にうたうことを避けられたのでございましょうか。納得のいく御説明を願ひたいと存じます。

以上をもつて基本法案に対する私の質疑を終わる次第であります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕
○国務大臣(池田勇人君) 中小企業に関する基本政策を確立して、これを強力に推進して参りますことは、われわれ従来の主張でございます。従いまして、私は、基本法並びに関連法規を整備すべく、目下鋭意努力中でございます。今国会に間に合なかつたことはまことに遺憾でございますが、わが自由民主党の提案しております中小企業基本法案が通過いたしますならば、これを基本として関連法案を整備し、そうしてつづきな中小企業基本法体系を打ち立てる考えでおるのであります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇〕
○国務大臣(佐藤榮作君) 中小企業基本法制定につきましては、ただいま總理からお答えがございました通り、通産省におきましては、中小企業庁に中小企業基本政策審議室を設置いたし、また、中小企業振興審議会の中に総合部会を設けております。また、産業構造調査会に中小企業部会を設けて、今日までいろいろ検討を續けて参つておるのでございます。従いまして、ただいまお話のありましたごとく、中小企業振興、この基本政策については真剣に今日まで取り組んでおるのであります。ただ、関係法規等を全部整備することが、まだでき上がつておりません。そういう関係から政府は今回の提案を見合はせたような次第でございます。

以上をもつて基本法案に対する私の質疑を終わる次第であります。(拍手)

以上をもつて基本法案に対する私の質疑を終わる次第であります。(拍手)

以上をもつて基本法案に対する私の質疑を終わる次第であります。(拍手)

す。その点はまことに残念に思っております。

次に、中小企業の問題といたしまして、自由民主党提案の法律案は、規定が抽象的だ、これでは十分目的を達成しないのじゃないか、こういう御意見でございます。中小企業に関する基本的政策を方向づけるのが、今回提案されておる中小企業基本法だと考えます。従いまして、この中に書いてあります事柄は、いわゆる政策の基本的方向を示しておるのであります。この基本的方向に沿って、関連法規等が整備されて参りますと、さらに具体的な政策の内容が明確になるのでございます。今日の基本法としては、かような姿が私は本来の姿ではないか、かように考える次第でございます。

次に、社会党案と比較されました、自由民主党案では、いわゆる二重構造の解消はできないのじゃないか、こういうことを御指摘でございます。これはいろいろの御意見があることだと思ひますが、経済のいわゆる二重構造を形成しておるその根源的要因は一体何か。これは中小企業の生産性が、大企業のそれに比較して著しく低いという点にあるのであります。従いまして、中小企業にとり経済的に不利な条件を補正するために、あるいは事業分野の調整措置を講じたり、あるいは中小企業向け融資の円滑化をはかったりすることはもちろん必要でございます。

するが、これだけでは十分ではございません。何と申しまして、この二重構造を解消するためには、設備の近代化と企業体質の改善、これを強力に推進して初めて中小企業の生産性の向上を達することができるのであります。かような意味においての根本的政策でなければならぬ、かように私も考える次第でございます。

次に、中小企業の範囲は、先ほど三千万円以下ということが社会党案であり、自由民主党案は五千万円以下になっておる、その結果、どうしても上位中小企業に対してのみ施策が集中されて、小企業者並びに零細企業には十分の施策が浸透しないのじゃないか、こういうような御意見だったように伺いました。しかし、今日までの中小企業の定義は、三百人以下、商業部門では三十人、そして資本金は一千万円ということになっておりますが、御承知のように、この中小企業に対して最近では設備の高度化が非常に推進されて参りました。この観点から見ますと、資本金も順次増大しております。現状におきましては、従業員三百人に見合う資本金はおおむね五千万円というものが通商産業省の調査の結果であります。社会党はこの点について、十分各関係方面の意見を聞いて三千万円とした、かように仰せられますが、私どもの見るところでは、五千万円程度が大体事業設備三百人に該当す

る規模だ、かように実は考えておるわけでございます。この意味では、これは実情に合う中小企業の定義を下したものだ、かように私も考える次第であります。

また、かようにすることによって政策が上位の業者にのみ集中されるというような御指摘であったと思いますが、今回の自由民主党案によりまして、零細企業対策はその第十五条以下に詳細に規定されております。十分意が払われておるのでございまして、この点では社会党の非難は当たらない、かように私も考えております。

(拍手)

また、中小企業対策を中小企業庁でやるだけでは十分政策の遂行ができないだろう、むしろ中小企業省を作る必要がある、こういう御意見であったように伺いましたが、中小企業を振興する、育成するという場合におきまして最も大事なことは、いわゆる産業政策と隔離あるいは遊離するような方法では、中小企業の強化はできるとは思いません。いわゆる産業政策と一緒にあることが必要だ、かように考えます。さように考えて参りますと、省になりまして、権能を持つことも一つの方法だと思ひますが、産業政策と隔離する危険のあること、これは私も賛成いたしかねる、かように思ひます。

(拍手)

〔宮澤勲男君登壇〕

○宮澤勲男君 ただいま社会党の中村君から五項目にわたる御質問がありました。その大部分は、私がお答えする前に佐藤通産大臣がお答えをしております。私はその余つておるところだけについてお答えをいたします。

このたびの私どもの出した基本法はちつとも目新しいじゃないか、世間で言っておるようなことばかり並べておるんじゃないか。ごもっともであります。世間で言わないような、キツネを馬に乗せたようなことを言つても、実態論になりません。世間の要求しておるところをわれわれは盛つて基本法として、今後の日本の中小企業基本政策の方向をはつきり示し、この方向に基づきまして、約四十にわたる関連の实体法をこれから数年かけて作つて、そしてほんとうに中小企業者の立場を充実していこうというのであります。世間で言わないようなことをただ盛つたのでは、これは世間の要求に応じないと私は思っております。これで十分であると考えております。

(拍手)

それから第二に、一体大企業の進出に対して中小企業者の立場をどうするんだ、それが載つておらないじゃないか、こういうようなお話であります。が、私どもの中小企業基本法は大事業を助けようなどと書いてありません。中小企業者の今後の成長、育成をはかるように書いてあります。ただ、私

は、今日日本の経済は皆さんが話しのうに断崖があつて、越ゆべからざるものであると考えておりません。大企業も中小企業も渾然一体となつて育成されていくところに日本経済の発展があると思ひます。今日まで中小企業に政府の手が及ばなかつたことはありますから、これから十分手を及ぼしていかなければならぬ。敗戦の後、貿易によつて立たなければならぬ日本が、もし政府資金をもつて大企業を興さなかつたら、どうして外国大企業と競争して日本経済の今日が実現しよう。そこに初めて、中小企業者の立場も大企業と渾然一体となつていくところに日本経済の発展があると私どもは考えております。

(拍手)

それから、中小企業の範囲に関する五千万円と三千万円の問題は、佐藤通産大臣がお答えしたのと私は所見が同一であります。それから、零細企業に関する規定がないじゃないかと言ひますが、一、零細企業に対しては、われわれ基本法は八条、九条においてこれからの方向を示す、そして実体法を作つて、順次実情に適合する方策を講じようというのであります。ところが、社会党のあなたの方案に、どこに零細企業に対してどうするといふことが書いてあります。ないじゃないか。ありませんか。(拍手)それはやはり、諸君といえどもこれくらいいいよ

実態に即するものを作っていないかなければならない、こういうことです。

中小企業省につきましても、われわれも賛成であります。けれども、基本法に書くべき問題ではないと思ひますから、書いてないだけであります。

これをもって終わります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 春日一幸君。

〔春日一幸君登壇〕

○春日一幸君 私は、民主社会党を代表して、ただいま趣旨説明のありました自民、社会各党提出にかゝる中小企業基本法案について、それぞれの提案者並びに政府に対し、以降基本的な諸点について疑義をただしたいと存じます。

まず、池田総理にお伺いをいたします。

わが国経済の現状にかんがみ、中小企業の安定と振興をはかるためにこの種の法律を制定せよとの論議が、ここ数回の国会にまたがって繰り返され、総理並びに所管通産大臣は、そのつどそれにこたえられて、政府は、この国会会期を以てその法案を提出するよう努力するとかたく言明せられて参りました。また、一昨年来の中小企業諸団体のあらゆる大会の中心スローガンは、すなわち、この中小企業基本法の制定を強く要望するものであります。この大会に臨まれた政府・与党の代表は、政権担当者た

るの責任において必ず今次国会においてこれを制定すると揚言せられ、そのたびごとに万雷の拍手を勝ちとられたのであります。

しかるに、今次国会の会期まさに終わんとするとき、池田内閣はその公約、言明について何らこれを語らず、これを要則異例の議員提出にゆだねられたことは、まさに本問題に關する内閣の責任をくらすものでありまして、むしろ陋劣なる態度と申さなければなりません。申すまでもなく、議院内閣制、政党政治のもとにおいて、与党と政府はその政策と政治方針において全く同一でなければなりません。ここに自民党は、中小企業基本法案について、現にこのように成案を得られたにもかかわらず、みずからの内閣をしてその法案を提出せしめ得ない理由は何であるか、また政府は、みずからの与党が決定したこの法案を、何がゆえに内閣提出の法案として取り上げ得ないのであるか、一つは、自民党總裁の立場において、他は、内閣総理大臣の責任において、これらの事情について、広く国民を納得せしめるよう、明確なる御説明を願いたいのであります。

次は、通産大臣に伺います。

仄聞するに、この自民党案は、さきに、一たびは政府提出の意図のもとに通産省の検討にゆだねられたが、通産省は、これを検討の後、自民党に返上

され、その後、それが今回の自民党の提案となった由に承っております。そこで伺いたいことは、政府としては、いかなる点に問題ありとして、これを党に返上されたものであるか、しこうして、そのいわゆる問題点なるものは、今回の自民党案においては、それが解消されて提出されたものであるのか、もしそれ、その問題が解消されているとするならば、政府はそれを政府提案となすべきであらうし、また、解消されていないとするならば、その問題点について、政府は、今後いかなる方向においてそれを解決せんとするものであるか。このことは、この中小企業基本法案が、今国会において成立し得るか、またはセステア・ゲームの小道具として、ほどよくあしらわれるかの重大なるサ・ポイントであると考へますので、この際、通産大臣よりその経過の御説明を願ひ、あわせてこの自民党案に対する今後の政府の方針を明らかにいたされたいと存じます。

次は、本法案が目的とする中小企業の安定と振興をはかるための内閣の基本政策について、藤山経企長官にお伺いをいたします。

池田内閣の成立以来、わが国の経済は、その経済の高度成長と所得倍増政策にあおられて、一時は相当の好景気を描きはじめましたが、幾ばくならずして反転して、その後、それが国際収支の逆調、物価の値上がり、全産業

をおおる金融梗塞、株価の暴落などを招来して、わが国経済とその国民生活は、今や著しく困難を加ふるに至りました。特に憂うべきことは、企業間、階層間において、その所得格差が増大しつつあることでもあります。現に大企業の発展は目ざましく、その工場やオフィスは冷暖房を完備して宮殿のごとく、これに反して、その底辺には無数の零細企業が何の変化も発展もなく、十年一日のごとく重労働と低所得の中を徘徊しておるのであります。従つて、関係労働者の賃金は、その企業所得をそのままに反映して、これを労働者の毎月勤労統計調査に見れば、昨三十六年度の企業規模別賃金対比率は、大企業のそれを一〇〇とすれば、三十人以下の中小企業労働者の賃金は、その半額に満たない四九・三にしかすぎないことを報告しておるのであります。同じ政府のもとに生きる同じ国民が、一方は、このように繁栄と幸福を満喫し、他の方は、かくも貧困と苦渋の中に金縛りされておることを池田内閣は何と見るか。ある経済学者は、わが国経済の現状を二重構造なりと指摘し、また、ある評論家は、これを不安定さきわまる逆ピラミッド型と戒めておるのであります。実にわが国産業経済の生機は、大企業の側がいよいよ隆盛に、中小企業、零細企業の側が次第に衰退して、これは、いふならば、脳天肥大症、胴体萎縮症を併発したかたわ者

と申さなければなりません。これは、まさしく長年にわたる大企業偏重の資本主義政策の強い矛盾の現われにほかなりません。今こそ、政府と国会は反省をきびしくして、すみやかにこのゆがみを是正するために、まずもって国民所得の均衡をはかることを第一義とし、この経済構造の固期的な改革を断行せなければ相なりません。かかる要請にこたえんとするものが、実にこの中小企業基本法案であると思ひのであります。

しかるに政府は、本院に三分の二の絶対多数を占める与党を有しながら、この重大時期において、この深刻なる大問題に対して積極的な施策を何ら講じようとしないうちは、いかなる認識に基づくものであるか。ここに、社会党も、わが民社党も、しこうして、失礼ながら、与党たる自民党までもが、事態遷延を許さずとして、ここにわが国経済の改造に必要な政策の基本を提示いたしておりますが、内閣がこれに對し冷ややかに黙然して何ごとをも語ろうとしないのはどうしたことか。

(拍手) 藤山経企長官は、わが国産業経済のこのようなあり方についていかなる見解をお持ちであるか、しこうして、経済の高度成長と所得倍増をはかる長期計画において、企業間、階層間の所得の均衡を確保するために、いかなる施策が必要であると考えられるか、池田内閣の経済政策の基本

について、その責任をになう藤山経企長官より、その認識とこれが政策について、この際これを国民の前につまびらかにいたされたいと思ひます。

次は、自民党案の基本理念について提案者にお伺いをいたします。

自民党は、わが国経済において、企業間、階層間においてかような所得格差を生ぜしめた原因と、しこりして、中小企業の存立条件をこのように著しく不利に陥れたる理由を何と理解されておるのであるか。この実情を的確に把握することなくしては、その対策は正鵠を期し得ないと思ひます。策の長年にわたる大企業偏向の行財政が因果相からみ、重なり合つて、ついにこの結果を招いたものと判断せざるを得ないのでありますが、自民党の御反省はいかがでありますか。

また、自民党は、この法案の前文に、経済秩序の法則を、もっぱら自由にして公正なる競争の原則の中に求めておられますが、特に重視してお伺いしたいことは、ここに自民党は、その際、優勝劣敗と弱肉強食とをいかなる限界において区別せんとするものであるか。また、資本主義自由経済は、その発展の度合いに正比例して、大企業と中小企業との経済力の格差を造成する基本的傾向を持つものと思ひが、ここにその格差を解消しつつ、将来にわたつてこの種の格差の発生を防

止するための自民党の基本的対策はどのようなものでありますでしょうか。自民党案は、これらの重要な基本的諸問題について、その態度が全くあいまいであるばかりでなく、わざとその病根に目をそむけ、ことさらにその治療を回避しているものであります。いふならば、この法案は、大企業に著しく気がねしながら中小企業に色目を使ひ、まさによろめき法案といつても過言ではないのであります。(拍手)自民党は、これらの基本問題についてさらに検討を加えられて、真に実効の期待できる政策の基本路線を設定し、もつて議會第一党たるの責任を果たされるべきであると思ひが、これらの諸問題について、提案者の御所見をお述べ願ひたいと存じます。

次は、自民党案における中小企業の組織方針について伺います。ここに中小企業者の事業活動の基礎となるものは、自主的にして民主的な協同組織であると思はれるのであります。自民党案は、これに關し、ただ漫然と中小企業者の組織を助成するといふのみで、その事業活動を発展せしめ、その効率を高めるための協同組織の方向について何ら明示されるところがありません。現行の中小企業の協力組織は、団体組織法と理衛法が重複、錯綜しておるばかりでなく、それには欠陥や抜け道が少なからずあつて、ために、いまだ完全なる機能を果たし得

てはおりません。これに對して民社党は、この際これが根本的解決をはかるために、英断をもつて団体組織法と理衛法を發展的に解消し、これにかわつて、府県を一地区とする業種別同業組合を組織する同業組合法を制定し、これをもつて中小企業の協同組織の根幹に据えるべきであると思はれるが、これに對する自民党の御見解をお示し願ひたいと存じます。

次は、中小企業の事業分野の調整について伺います。昨今の中小企業問題の中心的非難事項の一つとして、大企業の中小企業産業分野への進出のことがはなはだ深刻に取り上げられるに至りました。たとへば子供が染しんでおる土俵場に横綱、大関が飛び入つてこれに勝負をいどめば、その横綱、大関がごとく勝利を独占することは当然であります。が、およそ、かかる勝敗を、競技の法則はこれを正当なものと認めるのであります。ここに大紡績が縫裁加工に、電気メーカがガス、石油器具に、私鉄会社が陸上小運送に、精糖会社が菓子ケーキ類と、これは生産と流通の各部門を扱つて、まさにジェット戦闘機からエプロンまでといわれるほどに、大企業はその巨大なる資本力を持ち立て、奔放無拘束に中小企業の事業分野に侵入し、思うがままにそれを席巻しておるのであります。もしそれ、かかる状態を、この先ともに、これを弱肉強食の推移にゆだねますならば、大企業の暴威はやがて産業の全体を包んで、中小企業はその中で悶絶するに至りましょう。今こそ公共の福祉のために、これに對して公正なる規制の措置が断行されなければなりません。自民党案は、この問題について若干調整の意圖を瞥見せしめてはおりますけれども、その対策をいかに講ずべきか、法案のいずこにも何らその方向を明示するところがありません。

民社党案は、これが対策として、中小企業による經營が経済的に、また社会的に適切であると認められる業種については、これを中小企業産業として法定し、もつてわが国の経済活動のいづれかにすべての國民を能力に應じてその所得をせしめんとするものであります。そして、われわれは、この種の法的措置を行なわずしては、今後の経済社会において公正なる経済秩序を確立することは不可能であると思ひが、これに對し、自民党の提案者よりその御見解をお示し願ひたいと存じます。

次は、下請企業に對する諸問題について伺います。今や、下請代金支払いの遅延、下請単価の不当な切り下げ等、これら下請企業の經營をして、生かさず殺さすのせとぎわに浮動せしめ、常にそれを不安にさらしているものであります。自民党はこれらの大企業による経済的悪徳行為に對し、この際、民社党案のご

とく積極的にこれを規制するの御意思はないか、この点について、提案者よりその対策について述べられたいと存じます。

次は、金融について伺います。自民党案は、その第十二条において、中小企業金融の拡充についてそれぞれ臨時的な方針を打ち出されました。特に中小企業者に対する融資が優先的に確保されるよう、民間の金融機関を指導すること、中小企業者に対し行なわれる融資の貸付条件が大企業に對して不利とならないよう措置をとることの二項目は刮目に値するものであります。深く敬意を表します。ここに中小企業は、わが国総雇用額の七二%、総生産の六〇%、総輸出の五二%を占めておるのでありますから、これらの経済活動を行なうためには、当然にしてそれに比例した資金量を必要とすることは言うを待たないところであります。しかるに、わが国金融機関の貸出実績に徴するに、現にその総貸し出し十四兆円のうち、なかならず、中小企業はわずかに六兆未満であつて、これに比べ、大企業は、実に八兆円の多くを独占しているのであります。まことに順逆の転倒はなほだし、あたかも中小企業が栄養不足のまま重労働をしいられておるようなものであつては、これでは、わが国経済がこのようにかたわになることは当然の帰結であります。今こそ、経済悪の根

昭和三十一年四月十七日 衆議院會議録第三十七号 中小企業基本法案等の趣旨説明に対する春日一幸君の質疑

源とも目すべきかかる金融のあり方に對しては、国民経済の名において、最もすみやかに根本的な斧鉞を加えなければなりません。すなわち、中小企業金融を確保するためには、第一に、各金融機関の貸し出し資金について、それぞれ中小企業への特別ワケを法定すること、第二には、大企業に対する集中融資、系列融資を制限することが緊急にして不可欠の要件であると思ふのであります。自民党案第十二条は、当然このような立法措置を意圖されていることであると思ふが、念のため、この際、提案者よりその構想について、具体的に御説明を願いたいと存じます。

次は、社会党案について質問をいたします。

社会党案は、経済政策として相当に整備されたものではあります。ただ、うらむらくは、将来の社会主義社会における中小企業の地位とその役割について論証されるところがなく、これでは中小企業の基本憲章として、その性格と使命が不明確かつ不安定であると思ふのであります。社会党は、将来の理想社会において、中小企業にいかなる地位を与え、いかなる役割を果たさしめんとするものでありましょうか。すなわち、社会党は、将来の社会主義社会における中小企業の経営は、それを協同化と社会化と国有化などの諸形態のうち、そのいずれの方式をとらしめんとするのであるか、は

たまた、中小企業が私企業として存立することを容認するものであるのか。この点、社会党の綱領に基づいて、提案者より御説明を願いたいと思ふのであります。

わが党は、これについてわが党案の前文の中に、これを次のごとく明確に論証いたしました。すなわち、人は単一の経済人にあらずして、習俗、習慣、趣味、嗜好を相異にする多元的存在であり、それゆえに多元的社会を形成するものである。ゆえに、この多元的社会における中小企業は、社会化企業と相並んで経済活動の基礎をなすものであるとして、私企業としての中小企業の地位を永遠に保証し、かつ、それを重く使命づけておるのであります。これに対する社会党の御見解を、提案者よりあわせて御開陳願いたいのであります。

次は、中小企業の産業分野の確保に関する条項について伺います。

社会党案では、業種指定がなされた後における制限について、その後は新規の開業と拡張を禁止することにとどめ、大企業が従前よりするその営業を継続することについてこれを容認しておることは、論理が一貫せざるのみならず、これは従来のこの種の立法の経験に徴し、これでははなはだしく弊害を生ずるのおそれありと思ふのであります。すなわち、百貨店法や繊維機械設備制限法制定の前後期には、法

の規制に先んずるために、いわゆるかけ込み新増設が殺到し、ために、その設備制限法は、事もありうに設備促進拡大法のごとき逆現象を現出したことは、提案者より御承知の通りであります。

わが民社党案は、そのことをも深くおもひばかり、すなわち、業種指定のあった後は、大企業はその指定業種に属する事業は全く営むことのできないことにして、この施策の効果を確保しつつ、あわせて脱法行為の発生を密閉いたしておるのであります。これに關する社会党の御見解を指示し願いたいと思ひます。

最後に、社会党案にも、自民党案にも、その政策を実施するための財政上の措置が明示されていないことについて伺います。

これらの中小企業政策を強力に推進するためには、当然のこととして、予算の裏づけが必要でありまして、それなくしては、いかにりっぱな政策といえども、口頭の禪にひとしきものになりましよう。民社党は、この予算の確保については、その基本法案第十七条において、必要にして十分なる予算を計上することを国の義務として明示し、地方公共団体またこれに準ぜしめることにいたしております。これに対する社会党の御見解はいかがでありますしやうか。

以上、私は、基本法案にかかる重要とおぼしき諸点について質問をいたしました。

私は、ここが政策討論の場所でありますだけに、いささか苦言を交えましますけれども、翻つて考えますならば、待望久しかった基本法案が、幾多の困難を経て、ここに三党打ちそろつてその提案がなされたことについて、各提案者の熱意に對し、ここにあらためて深く敬意を表します。もとより、この三党の三案は、それぞれの党のよつて立つところに従つて、それにはおのずから一長一短の特色がありましようが、要は、われら国会がこれらの政策を着実に実現することにあると思ふのであります。

願わくは、三党が今後の審議を通じて、これら三案の長所を総合されて、全国四百万の中小企業者と千七百万の関係労働者の願望にこたえ、誓つて今会期中にこの中小企業基本法制定の大事を達成することのできますやうに、ここに提案者の一その御奮起を望み、あわせて議員各位の御協力をこいねがひまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕
○国務大臣(池田勇人君) お答えいたします。

中小企業に関する基本政策を確立し、これを強力に推進して参りますことは、先ほども申し上げましたごとく、

われわれ多年の主張であるのであります。従いまして、基本法及びこれが関連法規をあわせて検討し、中小企業基本法体系を整備すべく、目下われわれは鋭意努力を重ねておるのであります。何分にも、中小企業の種類、態様はきわめて複雑多岐にわたりますので、これが立案に時日を要すること、これは、これまでやむを得ません。しかし、政府におきましては、今後一そう努力を続けまして国民の期待に沿う考へであります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 自由民主党の中小企業基本法案、これについて通産省はいろいろうな検討をしたか、また、問題点があつたなら、その点はどうの点か、それは解消したか、こういうふうなお尋ねでございます。

私は、中小企業基本法制定の必要を痛感いたしておりますが、自由民主党の案を拝見いたしました、いわゆる基本法といひましたは、方向として、しごくもつともな原案だと、かように考えたのでございます。ただ、政府といたしましては、この基本法を提案する際には、関連法規も整備いたしました、いわゆる基本法体系として出すことが妥当ではないか、かように考えた次第でございます。その意味に立ちまして、いわゆる関係各省——御承知の通り中小企業は各省に關係するもので

でございますので、関係各省と種々調整をはかって参りましたが、今日に至るまでその成案を得るに至らなかった次第でございます。そこで、やむを得ず、政府はその提案を見合ふことに相なつたのであります。従いまして、いわゆる問題点があつたと申しますよりも、政府が提案するとすれば、さらに関係法規を整備してつけ加えることが必要だ、かように私どもは考えておるのでございます。幸いにいたしまして、今日提案されました自由民主党の基本法が国会で成立することになりましたら、政府といたしましては、その方向について関係法規を整備するということに努めて参る、かような考えでございます。(拍手)

〔国務大臣 藤山愛一郎君登壇〕

○国務大臣 藤山愛一郎君 産業が発達して参りますために、各般の施策が必要であることは申すまでもございせんが、産業の種類によりましては、大規模な形態を持たなければ運営できない産業もございまして、また、中小の形態をもちまして運営されることが適切な産業もございまして、従いまして、政府といたしましては、大規模、中小あわせてそれぞれ十分その基礎が確立して参りますような助成方策を講じて参りますことが必要でございまして、従いまして、その方策が並行して進んで参るようによつて参りますために、中小企業の基本方策の一つの憲法が

御提案になりましたことは、私ども喜びにたえないところでございます。従いまして、こういふような問題につきまして、十分な中小企業の発達ができ参りますことが、いわゆる格差の是正にも役立って参るのでございまして、むしろ、中小企業の今後の問題は多種多様な問題が含まれておるわけでございまして、設備の近代化、組織化、金融の問題もございまして、今日の段階では労務の問題もございまして、これらの問題について適切な手を打ちまして、そうして、おくれしているものは進めて参らなければなりませんし、並行して進歩の道を歩むように政府としてはやつて参る、そうして格差の是正をはかつて参ることが必要だと思ひます。

ただ、中小企業と申しましても、その中に零細企業の問題もございまして、この問題は、単純な経済の問題だけでは解決できない場面があるのでございまして、これは中小企業基本法というふうなこの法体系以外の社会政策的な、社会保障的な面の法案によつて補てんして参らなければならぬ面が零細企業にはあろうかと思ひます。そういうことにつきましては、全体としての発展のために、われわれも日本経済の振興の過程において十分注意して参るつもりでございまして。(拍手)

〔宮澤胤勇君登壇〕

○宮澤胤勇君 春日君の御質問に対して、私に關する点についてお答えいたします。

春日君は、さすがにこの道の大家でありまして、傾聴すべき御質問を受けただけであります。やはり民主社会党としてのお立場から、観念的なお考えも加わつておるようであります。私、私は順次一つお答えをいたします。

大企業の今日のありさまからして、中小企業との格差をどうして少なくしていくか、解消するか、その根本的な問題が載つておらぬじゃないか、ことに、弱肉強食のこの事態においてどうするのだというふうなお話でありまして、しかし、今日の自由主義経済といつても、昔の弱肉強食のまま捨ててあるところは世界じゅう私にならうと思ひます。何らかの手を打つて匡正していかなければならない。今日、大企業と中小企業との格差の生じたのは、従来、中小企業者の持つておつた特有な立場が、だんだんと経済全体の成長によつて、労働という問題からして一つくずれてきておるのでありますから、その問題について、中小企業者は二つの方法——この中小企業者の勤労の問題を解決して、雇用の問題に對して、われわれがこの基本法にも、また今後手を打とうと思つておりますが、施策をすること、中小企業者が大企業には負けないという立場を作つていかなければならぬと思ひるのであります。わが国におきましても、大企業がどうしても手をつけることのできない

中小企業というものはたくさんあります。また、御承知の通り、ドイツのごときは、中小企業者があつて初めて大企業が成り立つておるといふ点もある。これらの点を勘案しまして、中小企業者の立場というものは、単に口先で言うより今日の事態でなく、順次関連法案において手を打つていけば、ただ自由主義経済のもとでは、大企業に中小企業は負けるのだというふうな観念的な議論でなくて、この問題は私は処理していけると思ひるのであります。(拍手)

なお、同業組合をもつて中小企業対策の基本として、これは私は傾聴すべきお考えだと思ひます。しかし、今すぐこれを端からやつていこうということとはなかなかできません。順次その方向に向かつて同業組合組織というものを強く取り入れる。ただ、今日の日本の中小企業者の教養の程度では、この同業組合という組織を完全に活用するまでに至つておらないことは、はなはだ残念であります。けれども、順次これはその方向に進めていくことがよろうと思ひるのであります。

また、下請関係の問題については、これはまあ非常にむずかしい問題で、お話の通りです。われわれもこの下請関係は何とか手を打たなければならぬと思ひますけれども、まず、当面、行政措置をもつていくほか、順次一つ実情に応じた実体法を作つていくというの

が、この基本法の七条に盛つておられるわれわれの考え方でありまして、次に、金融の問題であります。金融の問題につきましては、われわれの方の考え方は、中小企業専門の金融機関を育成していくこと、また、市中銀行に對して、社会党の諸君は、一定割合を確保しろと言ひますが、これはなかなか困難な実情だと思ひます。やはり行政措置をもつて、順次金融業者の理解のもとに、また、中小企業者も、その金融が受けられるように体質を改善することによつてこの道を開いていく。

なお、皆さんはお気づきになつておられぬかもしれませんが、十四条の裏には、中小企業の株式を引き受ける、社債を引き受けるような一つの投資金融機関を作つていってどうかというのをわれわれは考えて、この十四条といふものを設置したのであります。これらは実体法においてこれから新しい構想を持つて、一つ自民党の中小企業金融政策を具体化していこうと思つておるのであります。

社会党の案も、なかなかこまかいところへ行き届いておられまして、また民社党の案も、春日君のような人がおられて、非常に理論的にできております。私どもの基本法は、二十二条ではなはだあつさりはしておりますが、あか抜けのしたものができておると思つておりますので、皆さんのぜひ御協力をお願いいたします。(拍手)

〔松平忠久君登壇〕

○松平忠久君 春日議員の御質問に対して御答弁を申し上げます。

第一点は、社会党提出の中小企業基本法案の中におきまして、いわゆる社会主義社会における中小企業の役割とかその地位、これらの展望というものがこの案の中にはないではないか、こういう御質問のように承ったのであります。

わが党案の第二条以下五項目にわたります。いわゆる中小企業政策の基本方針というものを掲げておるのであります。その基本方針の第一項は、いわゆる二重構造の解消を取り上げておられますが、これは今日中小企業の置かれておる日本独特の現象でございまして、先ほど宮澤議員は二重構造はないなどということを言われましたけれども、これはわれわれはなはだ受け取れぬのでありまして、多くの学者諸君は、経済の断層がある、これを二重構造ということを言っておるのであります。これは自民党の議員諸君も立会演説会等におきましては、私と一緒に、二重構造を解消するのだということを言明しておられるのであります。そういうことと、以下第三条、四条、五条、六条にございまして、しかしながら、社会主義社会における中小企業のあり方というものにつきまして、これを浮き彫りにすること、そのことがこの基本法案の方針ではござい

ませんので、私は、いささかそれに就いて社会党の考えていることをここで申し述べてみたいと存じます。

御承知のように、わが党の綱領は、労働者、農民、中小企業者、自由職業者の結合体であるという、そういう立場をとっておることは春日君も御承知の通りであります。今日まで中小企業の果たしてきておる国民経済におけるところの重要な貢献、また、将来果たすべき経済的、社会的な役割の重要性から、かかるわが党の綱領というものが規程に規定されておるわけでありまして、本法案もその考え方を実は前提として立案をいたしておるのであります。綱領は、いわゆる基幹産業の社会化を唱えております。しかし、中小企業はそれもおきまして適正規模において専門化の方向に進んでいく、商業、サービス業は、いわゆる流通、消費関係、こういうことを担当して、国民生活に寄与しなければならぬ。これらはともに国民生活の活動の分野におきまして重要な役割を果たすために活動の基盤を整備をはからなければならぬことは申すまでもなく、そのために大企業からの圧迫、搾取を規制して、いわゆる二重構造を解消し、個人の事業の体質の改善と向上をはかることはもちろんでありますけれども、また、一面におきまして、いわゆる中小企業者の団結の力による、すなわち

協同化というものを自発的に進めていく。このことは先ほど申しましたけれども、あくまで自主的な立場によるのでありまして、権力によってやるという考えはございせんが、そういう一誘導をして、団結力によって内外のトラブルを解決して地力をつけていく、こういう考え方が必要でありますので、いわゆる協同化を助長する、こういうことを綱領はうたっておることは御承知の通りであります。従って、一部の者が、社会党の政権のもとでは中小企業はなくなるとか、あるいは衰微するとかいうデマを申しておりますけれども、これはとんでもない人心を惑わすものでございまして、(拍手)われわれはソビエトのような体制は全然考えておりません。従って、中小企業者は、もちろんその私有は認めます、社会の重要な一員として、創意と工夫と団結の力をもって十分国民生活の重要な期待しておるのであります。かかる期待のもとに、この期待を実現させるためにこの法案を提出したのでありますので、その点は御理解をいただきたいと存じます。

次に、事業分野の確保に關することについて御質問でございまして、事業分野の確保に關しまして、春日君の御質問は、社会党の案によりまして、中小企業のために事業分野を確保した、その中に大企業が入っていった場合にお

いてどうするか、あるいは大企業がかけ込みの増設をしていった場合にどうするか、こういう御質問でございまして。

私どもの案は、第九条の二項におきまして、新たに開業したり、あるいは増設をするというものを規制する、そういう考え方でございまして。しこうして、民社党の案にありまして第十二条三項の中に、いわゆる中小企業の場合として指定されたものに対して、事業として指定されたものに対して、大企業がその事業を営んでおる場合におきましては、それを廃止させる、廃止させる場合に、国が損失補償をするという規定がございまして。この規定は社会党の案の中にはございせん。実際問題といたしまして、大企業が、中小企業の営んでおるような、そういう事業をやっておるときに、これを廃止するといふ場合のことを考えてみますと、大体において中小企業者に肩がわりをするのではないかと、そういう場合が実は多かろうと思っております。従いまして、国家がその事業の転換に對して損失補償をするという場合はきわめて少ないように思われますけれども、これは、私どもは基本法に付屬しておるところの事業の分野を確保する法律案というものをただいま検討中ではございまして、別途この法律案を出す、その際におきまして御意見を十分参考として検討したいと思っております。

第三は資金の問題でございまして。

資金に關しましては、御質問の中にございまして、予算的な措置と金融的な措置がございまして。わが党の案におきましては、第六十四条、六十五条におきまして、政府は基本計画といふものを立てることになっております。この基本計画のほかに、毎年国会に對しまして、実施計画といふものを提出することになっておるのであります。実施計画であります以上は、当然これを実施するのでありますから、資金的な裏づけといふものを伴わなければなりませんし、法律案も伴わなければなりません。あるいはまた必要な政令その他の行政措置が伴わなければならぬわけでありまして、従いまして、実施計画を提出する以上は、当然資金計画といふものがなければならぬことは、これは申すまでもないところでございまして、国会に對して実施計画を立てるといふものの中には、資金計画もあわせて含まれておることを御了承願いたいと存するのであります。

金融の問題につきましては、第六章以下に詳しく規定しておりますので、この点もまた御了承をお願いいたします。

以上をもちまして、私の答弁を終わります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) これにて質疑は終了いたしました。

日程第一 本船運送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第一、本船運送法の一部を改正する法律案を議題といたします。

案 本船運送法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十七年三月三十日

内閣総理大臣 池田 勇人

本船運送法の一部を改正する法律案

本船運送法(昭和二十七年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小型船海運業法

「本船」を「小型船」に、「本船運送事業」を「小型船海運業」に、「本船運送事業者」を「小型船海運業者」に、「本船運航業」を「小型船運航業」に、「本船運航業者」を「小型船運航業者」に、「本船回漕業」を「小型船回漕業」に、「本船回漕業者」を「小型船回漕業者」に、「本船回漕業」を「小型船回漕業」に、「海運局長」を「運輸大臣」に改める。

第二条第一項中「本製船舶(本製のはしけを含む。)」を「船舶(はしけを含む。)」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、第一号として次の一項を加える。

一 総トン数五百トン以上の鋼製の船舶

の船舶

第二条第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号及び第四号を一号ずつ繰り上げ、同条第四項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、同項第六号中「前五号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第六項を削る。

(登録及び届出)

第三条 総トン数二十トン以上の小型船による小型船運航業若しくは小型船回漕業又は小型船運送取扱業を営もうとする者は、運輸大臣の登録を受けなければならない。

2 総トン数二十トン未満の小型船による小型船運航業又は小型船回漕業を営む者は、事業開始の日から三十日以内に、運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならない。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「その主たる営業所の所在地を管轄する海運局長(以下「海運局長」といふ。))」を「運輸大臣」に改め、同項第四号を次のように改め、同条第三項を削る。

四 使用する小型船の船種及びトン数、取り扱い物品の範囲その他の運輸省令で定める事業計画

第五条第一項中「前条第一項各号」を「前条第一項第一号、第三号及び第四号」に、「本船運航業者登録簿」を「小型船運航業者登録簿」に、「本船回漕業者登録簿」を「小型船回漕業者登録簿」に、「本船運送取扱業者登録簿」を「小型船運送取扱業者登録簿」に改める。

第六条第一項に次の一号を加える。

四 当該事業を遂行するに必要な能力及び資力信用を有しない者

第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二 小型船海運業者は、事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2 運輸大臣は、第三条第一項の登録を受けた小型船海運業者が、その登録の日から一年以内に前項の届出をしない場合は、当該登録を取り消すことができる。

第七条ただし書中「第十四条第三項後段」を「第十四条後段」に改める。

第八条 次のように改める。
(変更登録等)
第八条 第三条第一項の登録を受けた小型船海運業者は、第四条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、運輸大臣の変更登録を受けなければならない。

2 第五条、第六条及び前条の規定は、変更登録について準用する。

3 第三条第一項の登録を受けた小型船海運業者は、小型船運航業者登録簿、小型船回漕業者登録簿、等又は小型船運送取扱業者登録簿に登録されている事項に変更があつた場合(第一項の規定により変更登録を受けるべき場合を除く)は、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、運輸大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

4 第三条第二項の届出をした小型船海運業者は、その届出をした事項に変更があつたときは、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第九条の見出しを「(営業保証金)」に改め、同条第二項中「第三条第二項の規定による」及び「本船回漕業を営もうとする者の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第三条第二項」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

小型船運送取扱業者は、営業保証金を供託し、かつ、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出た後でなければ、

その事業を開始してはならない。
第九条に次の一項を加える。

4 営業保証金は、国債証券、地方債証券その他運輸省令で定める有価証券をもつて、これに充てることができる。

2 小型船運送取扱業者は、前項の規定により営業保証金を供託したときは、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第十二条 小型船運送取扱業者は、金銭のみをもつて営業保証金を供託している場合において、主たる営業所を移転したためそのもよりの供託所が変更したときは、遅滞なく、法務省令、運輸省令で定めるところにより、営業保証金を供託している供託所に対し、費用を予納して、移転後の主たる営業所のも

よりの供託所への営業保証金の保管替えを請求しなければならぬ。

2 小型船運送取扱業者は、第九条第四項に規定する有価証券又はその有価証券及び金銭をもつて営業保証金を供託している場合において、主たる営業所を移転したためそのもよりの供託所が変更したときは、遅滞なく、新たに、営業保証金を移転後の主たる営業所のもよりの供託所に供託しなければならぬ。その供託をしたときは、法務省令、運輸省令で定めるところにより、移転前の主たる営業所のもよりの供託所に供託した営業保証金を取りもどすことができる。

3 第十条第二項の規定は、第一項及び前項前段の場合について準用する。

第十四条の見出しを「(相続及び合併)」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「本船運送事業者を」第三條第一項の登録を受けた小型船海運業者に改め、「前二項の規定にかかわらず」を削り、「本船運送事業者の登録」を「同項の登録」に改め、同項を同条とする。

第十六条の見出しを「(標準運賃及び標準料金)」に改め、同条第一項中「標準本船運賃又は標準回漕料(関係本船回漕業者が受け取る回漕料の合

計の標準をいう。以下同じ。)」を、「小型船運航業又は小型船運送取扱業者について標準運賃又は標準料金」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「標準本船運賃又は標準回漕料」を「標準運賃又は標準料金」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項又は」を削り、同条第四項中「又は」を削り、同条第二項を削り、同条第三項とする。

第十八条の見出し中「回漕料」を「料金」に改め、同条第一項中「標準本船運賃」を「標準運賃又は標準料金」に、「運賃」を「運賃又は料金」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項又は」を削り、同条第四項中「又は」を削り、同条第二項を削り、同条第三項とする。

第十九条(見出しを含む)中「標準本船運賃」を「標準運賃」に改め、同条第一項中「標準本船期間より、船料」を「標準期間船料」に改める。

第二十条(見出しを含む)中「回漕料等」を「料金等」に改める。

第二十一条の見出しを「(死亡等の届け出なければ)」に改める。

一 第三条第一項の登録を受けた小型船海運業者について前条の規定による届出があつた場合

第二十三条第一項中「本船運送事業者が」第三條第一項の登録を受けた小型船海運業者がに、「当該本船運送事業者」を「当該小型船海運業者」に改め、同項第三号中「第十八条第三項」を「第十八条第二項」に改め、同条第三項及び第四項中「当該本船運送事業者」を「当該小型船海運業者」に改める。

第二十四条第一項中「第三条第二項」を削り、「第九条第一項」を「第九条第二項」に改める。

第二十七条の見出しを「(準用)」に改め、同条中「本船運送の事業」を「小型船海運業に相当する事業」に改める。

第二十八条中「この法律の規定により本船運送事業者の登録を受けた者」を「第三条第一項の登録を受けた者及び同条第二項の届出をした者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(職権の委任)

第二十八条の二 この法律の規定により運輸大臣の職権に属する事項は、運輸省令で定めるところにより、海運局長に行なわせることができる。

第三十条第一号を次のように改め、同条中第二号を削り、第三号を

第二号とし、第四号を第三号とする。

一 第三条第一項(第二十七条において準用する場合を含む)の規定に違反して、同項に規定する小型船海運業を営んだ者

第三十一条を次のように改める。

第三十一条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項(第二十七条において準用する場合を含む)の規定に違反して、変更登録を受けないうで第四条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者

二 第九条第一項(第二十七条において準用する場合を含む)の規定に違反して、営業保証金を供託しないで小型船運送取扱業を開始した者

三 第二十条(第二十七条において準用する場合を含む)の規定に違反して、料金等の総額又はその内訳を書面をもつて明示しなかつた者

第三十三条第一号を次のように改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

一 第三条第二項、第八条第三項若しくは第四項又は第二十一条(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む)の

規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行前にした改正前の第三条(改正前の第二十七条において準用する場合を含む)の規定による登録は、この法律の施行の日にその効力を失う。

第三条 次の各号の一に該当する者であつて、この法律の施行の際現に改正後の第三条第一項に規定する小型船海運業に相当する事業を営んでいるものは、この法律の施行の日から二年間は、当該事業について同項の登録を受けたいものとみなす。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、改正後の第五条第二項又は第六条第二項の規定による通知を受けるまでの期間について、同様とする。

一 この法律の施行の日の前日において改正前の第三条の登録を受けている者

二 この法律の施行の際現に、海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第十九条の五第一項又は第二十条第一項(同法第

三十三条において準用する場合を含む。の規定による届出をして、貨物定期航路事業、不定期航路事業又は船舶貸渡業、海上運送取扱業若しくは海運仲立業を営んでいる者

第四条 前条の規定の適用を受ける者については、同条の規定により登録を受けたものとみなされる間は、改正後の第八条第一項及び第三項の規定を適用しない。

2 前条の規定の適用を受ける者(同条第二号に該当する者に限る。)は、この法律の施行の日から六十日以内に、第四条第一項第三号に規定する事項を運輸大臣に届け出なければならない。

3 前条の規定の適用を受ける者は、同条の規定により登録を受けたものとみなされる間において、第四条第一項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

4 第二項の規定に違反した者は、改正後の第二十三条の規定の適用については、同条第一項第一号に規定する違反行為をした者とみなす。

5 第二項又は第三項(これらの規定を附則第七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による

届出をせず、又は、虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

第五条 附則第三条の規定により小型船運送取扱業の登録を受けたものとみなされる者(同条第一号に該当する者に限る。)が、この法律の施行の日前において現に供託している営業保証金は、その登録を受けたものとみなされる事業について、改正後の第九条第一項の規定により供託したものとみなす。

2 附則第三条の規定により小型船運送取扱業の登録を受けたものとみなされる者(同条第二号に該当する者に限る。)は、この法律の施行の日から六月以内に、改正後の第九条第二項から第四項までの規定の例により、営業保証金を供託し、かつ、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3 前二項に規定する者が、この法律の施行の日から二年以内に当該事業について改正後の第三条第一項の登録の申請をした場合において、その登録を受けたときは、その際現に供託している営業保証金は、その登録を受けた事業について、改正後の第九条第一項の規定により供託したものとみなす。

4 第一項又は第二項に規定する者について、附則第三条の規定により登録を受けたものとみなされる間において、改正後の第二十二條各号に規定する事由が生じたときは、その者又はその承継人は、改正後の第二十四条の規定の例により、営業保証金を取りもどすことができる。第一項又は第二項に規定する者が、この法律の施行の日から二年以内に当該事業について改正後の第三条第一項の登録の申請をした場合において、改正後の第六条第二項の規定による通知を受けたときも、同様とする。

5 前条第四項の規定は、第二項の規定に違反した者について準用する。

第六条 附則第三条各号の一に該当する者であつて、この法律の施行の際現に改正後の第三条第二項に規定する小型船海運業に相当する事業を営んでいるものは、この法律の施行の日において同項の規定による届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に改正後の第三条第二項に規定する小型船海運業に相当する事業であつて、総トン数五トン未満の鋼製の船舶によるものを営んでいる者については、この法律の施行の日から三十日以内に改正後の第三条第二項の届出をすれば足りる。

第七条 附則第三条、第四条第一項から第四項まで、第五条及び前条の規定は、改正後の第二十七条に規定する小型船海運業に相当する事業について準用する。この場合において、前条第二項中「五トン」とあるのは、「二十トン」と読み替へるものとする。

2 第二十八条の二の規定は、この附則の規定により運輸大臣の職権に属する事項について準用する。

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(運輸省設置法の一部改正)

第九条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第四十三号の二を次のように改める。

四十三の二 小型船海運業に関する標準運賃、標準料金又は標準貸渡料を設定すること。

第六十一条第四号を次のように改める。

四 小型船海運業に関する標準運賃、標準料金又は標準貸渡料の設定

第二十三条第一項第四号を次のように改める。

第四十条第一項第二号の二を次のように改め、同項第二号の三を削る。

二の二 小型船海運業並びに小型船海運組合及び小型船海運組合連合会に関すること。

(港灣運送事業法の一部改正)

第十条 港灣運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の二の見出し中「木船運送」を「小型船による運送」に、同条第一項中「木船運送法」を「小型船海運業法」に改める。

第三十三条の三(見出しを含む。)中「木船運送事業者」を「小型船海運業者」に改め、同条第一項中「木船運送法の規定により木船運航業又は木船回漕業の登録を受けた者」を「小型船海運業法の小

型船運業者又は小型船運送取扱業者」に、「木船運送法第十四条第三項」を「小型船海運業法第十四条」に改める。

(小型船海運組合法の一部改正)

第十一条 小型船海運組合法(昭和三十三年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「総トン数五トン未満の鋼製の船舶及び」を削り、同条第二項各号を次のように改める。

八九七

昭和三十七年四月十七日 衆議院會議録第三十七号

木船運送法の一部を改正する法律案 航空業務に関する日本国とパキスタンとの間の協定の締結について承認を求めたの件外一件

八九八

一 小型船海運業法(昭和二十七年法律第五十一号) 第二條第三項の小型船運航業

二 小型船海運業法第二條第四項の小型船運送取扱業

三 小型船海運業法第二條第五項の小型船貨渡業

四 小型船海運業法第二十七條の規定により同法が準用される小型船海運業に相当する事業

第八條第一項第一号中「同資料」を「料金」に改める。

理由

最近における内航船舶の鋼船化の傾向にかんがみ、小型の鋼船による海運業について木船によるものと同様の規制を行なうこととするともに、これらの事業の健全な発達を図るため、登録及び営業保証金に関する制度を合理化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。運輸委員会理事高橋清一郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔高橋清一郎君登壇〕

○高橋清一郎君 ただいま議題となりました木船運送法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最近における経済の発展に伴い、内航海運が、国民経済において占める機能の重要性は急激に増大しつつありますが、内航海運の小型船分野の大部分は零細企業であり、輸送秩序も確立されておらない現状でありますので、これらの事業の健全なる発展をはかるため、現行法に所要の改正を行なうとするのが、本法案の趣旨であります。改正のおもなる点を申し上げます。

第一は、小型船海運業の登録資格要件として、事業を遂行する上に必要な能力及び資力信用に関する規定を加えようとするものであります。

第二は、最近における内航船舶の鋼船化の傾向にかんがみまして、五百総トン未満の小型鋼船を、木船と同様に規制することとしたこととするものであります。

第三は、二百総トン未満の船舶による小型船海運業等を届出制に改めるとともに、現行の営業保証金の供託制度は、現金供託のみであります。これを有価証券をもってかえることができようように改めようとするものであります。

本案は、三月三十日本委員会に付託され、四月四日政府より提案理由の説明を聴取し、同十三日質疑を行ないました。内容は會議録において御承知願います。

かくて、同日、討論を省略して採決の結果、本法案は全会一致をもって可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であり、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第二 航空業務に関する日本国とパキスタンとの間の協定の締結について承認を求めるの件 (参議院送付)

日程第三 航空業務に関する日本国とイタリヤとの間の協定の締結について承認を求めるの件 (参議院送付)

○副議長(原健三郎君) 日程第二、航空業務に関する日本国とパキスタンとの間の協定の締結について承認を求めるの件、右兩件を一括して議題といたします。

航空業務に関する日本国とパキスタンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十四日
参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 清瀬一郎殿

航空業務に関する日本国とパキスタンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とパキスタンとの間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

航空業務に関する日本国とパキスタンとの間の協定

日本国政府及びパキスタン政府 (以下「締結国」といふ)は、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のため開放された国際民間航空条約及び国際航空業務通過協定の当事国であり、この条約及び協定の条項が両当事国に対して拘束力を有するので、また、

それぞれの領域の間の及びその領域をこえての航空業務を開通するため協定を締結することを希望するので、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のため開放された国際民間航空条約をい

い、かつ、同条約第九十条の規定に基づいて採択される附属書並びに同条約第九十条及び第九十四条の規定に基づいて行なわれる同附属書又は同条約の改正を含む。

(b) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をい、パキスタンにあつては民間航空局長官及び同長官が現在遂行している任務を遂行する権限を有する人又は機関をい

(c) 締結国に関して「領域」とは、その締結国の主権、宗主権、保護又は信託統治の下にある陸地及びこれに隣接する領水をい。

(d) 「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」は、条約第九十六条においてそれぞれ定める意味を有する。

(e) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締結国が、他方の締結国に対し、通告書によ

り、その通告書に定める路線における航空業務の運営について指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(f) 航空機に關して「輸送力」とは、路線の全部又は一部において利用することができその航空機の有償積載量をいう。

(g) 「協定業務」に關して「輸送力」とは、その業務において使用される航空機の輸送力に特定の期間及び特定の路線の全部又は一部におけるその航空機の運航回数を乗じたものをいう。

第二条

各締約国は、他方の締約国に対し、その指定航空企業がこの協定の附屬書の該當する部に定める路線（以下「特定路線」という。）における国際航空業務（以下「協定業務」という。）を開設し、かつ、運営することができるようになるため、この協定で定める権利を許す。

第三条

(1) 各協定業務は、権利を許与された締約国の選択により、即時又は後日開始することができる。ただし、第八条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行なわれた後でなければならない。

(a) 権利を許与された締約国が特定路線について航空企業を指定すること。

(b) 権利を許与する締約国が当該航空企業に対し自国の法令に従つて適当な運営許可を与えること。同締約国は、(2)及び第五条(1)の規定に従うことを条件として、できる限りすみやかにこの許可を与えなければならない。

(2) 一方の締約国の航空当局は、他方の締約国が指定した航空企業が、同航空当局により国際航空業務の運営に通常適用される法令で定める要件を満たす者である旨を立証することを、その航空企業に要求することができる。

第四条

各締約国の指定航空企業は、協定業務を運営する間、次の権利を享有する。

(a) 他方の締約国の領域を横断飛行する権利

(b) 運輸以外の目的で他方の締約国の領域に着陸する権利

(c) 第六条の規定に従うことを条件として、国際運輸の対象たる旅客、貨物及び郵便物の積卸し及び積込みのため、附屬書で定める他方の締約国の領域内の地点に着陸する権利

第五条

(1) 各締約国は、航空企業の実質的な所有及び実効的な支配がその航空企業を指定した締約国又はその国民に属していないと認められた場合には、その航空企業の指定を受諾することを拒否し、これに対して第四条に定める権利を与えず、若しくは取り消し、又はその航空企業によるそれらの権利の行使に対し必要と認める条件を課する権利を有する。

(2) 各締約国は、指定航空企業が第四条に定める権利を許与する締約国の法令を守らなかつた場合又はこの協定で定める条件に従つて運営しなかつた場合には、その指定航空企業による前記の権利の行使を停止し、又はその行使に対し必要と認める条件を課する権限を有する。ただし、即時に停止し、又は条件を課することが安全のため必要であると認められる場合を除くほか、この権限は、他方の締約国と協議した後にはのみ行使しなければならない。

(3) 一方の締約国がこの条の規定に基づいて措置を執る場合において、第十一条の規定に基づく他方の締約国の権利は、害されるものではない。

第六条

(1) 各締約国の指定航空企業は、協定業務を運営する公平なかつ均等な機会を有する。

(2) 協定業務を運営するに当たつては、いずれの一方の締約国の指定航空企業も、他方の締約国の指定航空企業が同一の路線の全部又は一部において運営する航空業務に不当な影響を及ぼさないように、その他方の締約国の指定航空企業の利益を考慮しなければならない。

(3) 協定業務は、航空企業を指定した締約国の領域への及びその領域からの予想される運輸需要に適合する輸送力を供給することを第一の目的としなければならない。第五の自由の運輸は、補足的性格を有するものとする。その航空企業が特定路線上の地点で他方の締約国の領域内にあるものと第三国間にある地点との間で貨客を運送する権利は、この条に掲げる前記の原則に従つて、かつ、輸送力が次のものに關連を有するよう、国際航空運送の秩序ある発展のために行使されなければならない。

(a) その航空企業を指定した締約国の領域への及びその領域からの運輸需要

(b) その航空業務が經由する地域の地方的及び地域的航空業務を考慮した上でのその地域の運輸需要

(c) 直通航空路の経済的運営の要求

第七条

(1) 両締約国の航空当局は、他方の締約国の領域への、その領域を経由しての及びその領域からの業務を行なうため自国の指定航空企業に与えた許可で現在有効なものについて、できる限りすみやかに情報を交換しなければならない。この情報は、特定路線における業務に対する現在有効な免許書及び許可書の写し並びに免除命令及び許可された業務方式を含む。

(2) 各締約国は、自国の指定航空企業が、他方の締約国の航空当局に対し、あらかじめできる限り早期に、運賃表、時間表（それらの改正を含む）その他協定業務の運営に關するすべての適当な情報（各特定路線において供給される輸送力に關する情報及びこの協定の要件が正當に遵守されていることについて他方の締約国の航空当局を満足させるために必要な情報を含む）を提供するようにしなければならない。

(3) 各締約国は、自国の指定航空企業が、他方の締約国の航空当局に

対し、その指定航空企業が協定業務において運送する貨客に關する統計でその貨客の出発地及び目的地を示すものを同航空当局の要請に応じて提供するようにしなければならない。

第八条

(1) いずれの協定業務に對する運賃も、比較可能な経済的運賃の性質、合理的な利潤及び業務の特性の相違を含むすべての關係要素に十分考慮を払い、合理的な水準に定めなければならない。

(2) 運賃に關する合意は、可能なときはいつでも、關係指定航空企業が國際航空運送協會の運賃決定機關を通じて行なうものとする。それが不可能なときは、各特定路線の全部及び一部に關する運賃は、關係指定航空企業の間で合意しなければならない。こうして合意された運賃は、兩締約國の航空当局の認可を受けなければならない。

關係指定航空企業が運賃について合意することができなかった場合又はいずれか一方の締約國の航空当局が提出された運賃を認可しなかつた場合には、兩締約國の航空当局は、適當な運賃について合意が成立するように努めなければならないが、また、その合意を実施するため必要な措置を執るものとする。航空当局が合意することができなかつたときは、兩締約國は、合意が成立するようにみずから努めなければならないが、また、その合意を実施するため必要なすべての措置を執るものとする。兩締約國が合意することができなかつたときは、その紛争は、第十一条の規定に從つて処理しなければならない。

(3) 新たな又は改正された運賃は、(2)の規定に從つて兩締約國の航空当局の認可を受けなければならない。又、(2)の規定に從つて決定されない限り、効力を生じないものとする。この条の規定に從つて運賃が決定されるまでの間は、すでに実施されている運賃が適用されるものとする。

第九条

(1) 一方の締約國は、自國の領域内に他方の締約國若しくはその指定航空企業により又はそれらの名において持ち込まれ、あるいは前記の領域内で他方の締約國若しくはその指定航空企業により又はそれらの名において航空機上に積載される燃料、潤滑油、予備部品、正規の航空機整備品及び航空機貯蔵品で、その指定航空企業の航空機により又はその航空機内で使用することのみを目的とするものに対し、関税、検査手数料その他これらに類似する国又は地方公共団

体が課する租税及び課徴金について、國際航空業務の運賃に従事する自國の航空企業又は最惠國の航空企業に許す待遇よりも不利でない待遇を与えるものとする。

(2) 一方の締約國の指定航空企業の航空機上に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の航空機整備品及び航空機貯蔵品は、それらの物品が当該航空機により他方の締約國の領域内における飛行中に使用される場合にも、その領域内において、関税、検査手数料その他これらに類似する租税又は課徴金を免除される。前記の免除を受けた物品は、他方の締約國の税關当局の許可を得てのみ取り卸すことができる。これらの物品は、再輸出されるべきものであるときは、税關の監督の下に再輸出されるまでの間、保税倉庫に置かれなければならない。

第十条

(1) 兩締約國の航空当局は、緊密な協力の精神に基づいて、この協定に掲げる原則の遵守及びこの協定の規定の実施を確保するため、定期的に協議するものとする。

(2) いずれの一方の締約國も、望ましいと認めるこの協定の改正を行なうため、いつでも、他方の締約國との協議を要請することができる。この協議は、要請があつた日

から六十日の期間内に開始しなければならない。前記の協議の結果合意されたこの協定の改正は、各締約國によりその憲法上の手續に從つて承認されなければならないが、かつ、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずるものとする。改正が附屬書又はこれに關連する事項に關して達した了解に關するものである場合には、協議は、兩締約國の航空当局の間で行なうものとする。兩締約國の航空当局が新たな又は修正された附屬書について合意したときは、この事項に關する兩締約國の航空当局の勧告は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十一条

(1) この協定の解釈又は適用に關して兩締約國間に紛争が生じた場合には、兩締約國は、まず、兩國の間の交渉によつてその紛争を解決するように努めなければならない。

(2) 兩締約國が交渉によつて紛争を解決することができなかったときは、その紛争は、いずれか一方の締約國の要請により、各締約國が指名する各一人の仲裁委員とこうして選定された二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁裁判所の決定のため付託することができる。

る。ただし、第三の仲裁委員は、いずれかの締約國の國民であつてはならない。各締約國は、一方の締約國が紛争の仲裁を要請する外交上の公文を他方の締約國から受領した日から六十日の期間内に一人の仲裁委員を指定しなければならないが、第三の仲裁委員については、その後の六十日の期間内に合意されなければならない。一方の締約國が六十日の期間内に自國の仲裁委員を指定しなかつたときは、又は第三の仲裁委員について前記の期間内に合意されなかつたときは、いずれか一方の締約國は、國際民間航空機關の理事会の議長に對し、当該仲裁委員を任命するよう要請することができる。

(3) 兩締約國は、(2)の規定に基づいて行なわれた決定(中間勧告を含む)を守ることを約束する。

(4) いずれか一方の締約國又はその指定航空企業が(3)の要件を守らなかつたときは、他方の締約國は、この協定によつて自國が与えた權利を制限し、又は取り消すことができる。

第十二条

航空運送に關する多數國間の条約又は協定が締結され、かつ、兩締約國がその當事國となつた場合には、この協定は、その条約又は協定の規

定に適合するように改正しなければならない。

第十三条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。その通告は、国際民間航空機関に対して同時に送付しなければならない。この協定は、他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了するものとする。ただし、合意により当該通告が前記の一年の期間が経過する前に取り消された場合は、この限りでない。他方の締約国が通告の受領を確認しなかつたときは、国際民間航空機関が当該通告を受領した日の後十四日を経過した時に通告が受領されたものとみなす。

第十四条

この協定、この協定の改正及び第十條の規定に従つて交換される外交上の公文は、国際民間航空機関に登録しなければならない。

第十五条

(1) この協定の附属書は、協定の一部とみなされ、かつ、協定というときは、別段の明示の定めがある場合を除くほか、附属書を含むものとする。

(2) この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、

その承認を通知する外交上の公文の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府によりそのため正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十一年十月十七日にカラチで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

小山田隆

パキスタン政府のために

H・アーメッド

附属書

1 日本国の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点—マニラ—香港—サイゴン—バンコク—ラングーン—カルカッタ—カラチ—ベルギー—海岸の一点—カイロ—ローマ—ジュネーヴ又はチューリッヒ—ドイト連邦共和国内の一点—パリ—ロンドン

2 パキスタンの指定航空企業が両方向に運営する路線

パキスタン内の地点—ニュー・デリー又はカルカッタ—ラングーン—バンコク—クアラ・ラン

プー—シンガポール—サイゴン—香港—マニラ—東京

3 いずれか一方の締約国の指定航空企業が行なう協定業務は、その締約国の領域内の一点を起点とするものでなければならない。ただし、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たつて、その指定航空企業の選択により省略することができる。

航空業務に関する日本国とイタリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条による送付する。

昭和三十三年三月十四日

参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 清瀬 一郎殿

航空業務に関する日本国とイタリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とイタリアとの間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求め

る。

航空業務に関する日本国とイタリアとの間の協定

日本国政府及びイタリア政府は、それぞれの領域の間の航空業務を開設し、かつ、運営するために協定を締結することを希望し、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名された国際民間航空条約（以下「条約」という。）の当事国であるので、

次のとおり協定した。

第一条

(1) この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸省及び運輸省が遂行している民間航空に関する任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいい、イタリアにあつては国防省（航空本部民間航空・航空運送総局）及び同省が遂行している民間航空に関する任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいう。

(b) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が、他方の締約国に対し、通告書により、その通告書に定める路線における航空業務の運営について指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(c) 国に關して「領域」とは、その国の主権、宗主権、保護又は信託統治の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。

(d) 「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機で行なう定期航空業務をいう。

(e) 「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたつて行なう航空業務をいう。

(f) 「航空企業」とは、国際航空業務を提供し、又は運営する航空運送企業をいう。

(g) 「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいう。

(h) 「附表」とは、この協定の附表又は第十四条の規定に従つて改正される同附表をいう。

(i) 附表は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、附表を含むものとする。

第二条

各締約国は、他方の締約国に対し、その指定航空企業が附表に定める路線（以下「特定路線」という。）における国際航空業務（以下「協定業務」という。）を開設し、かつ、運営することができるようにするため、この協定で定める権利を許す

第三条

- (1) いずれの特定路線における協定業務も、第二条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により、この協定の発効後即時又は後日開始することができる。ただし、第十条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行なわれた後でなければならない。
- (a) 権利を許与された締約国が当該路線について航空企業を指定すること。
- (b) 権利を許与する締約国が当該航空企業に対し自国の法令に従つて適当な運営許可を与えること。同締約国は、(2)及び第六条(1)の規定に従うことを条件として、遅滞なくこの許可を与えなければならない。
- (2) 一方の締約国の航空当局は、他方の締約国が指定した航空企業が、同航空当局により国際航空業務の運営に通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たす者である旨を立証することを、その航空企業に要求することができる。

第四条

- (a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権
- (b) 運輸以外の目的で他方の締約国の領域に着陸する特権
- (c) 国際運輸の対象たる旅客、貨物及び郵便物の積卸し及び積込みのため、当該特定路線について附表で定める他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権
- (1) の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条

- (1) 一方の締約国の領域内に協定業務を運営する他方の締約国の指定航空企業の航空機による使用のみを目的として持ち込まれる燃料、潤滑油、航空機貯蔵品、予備部品及び正規の航空機整備品は、当該一方の締約国の領域内において通常適用される関税規則に従うことを条件として、関税、検査手数料その他これらに類似する課徴金を免除される。
- (2) 協定業務に従事する一方の締約国の指定航空企業の航空機は、関税、検査手数料その他これらに類似する課徴金を課されることなく
- 他方の締約国の領域に入国することを認められる。
- (3) 協定業務を運営するため一方の締約国の指定航空企業の航空機上に積載されている燃料、潤滑油、航空機貯蔵品、予備部品及び正規の航空機整備品は、それらが当該航空機により他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合にも、その領域内において、関税、検査手数料その他これらに類似する課徴金を免除される。
- (4) 一方の締約国の指定航空企業の航空機による使用のみを目的として他方の締約国の領域内での航空機上に積載される燃料、潤滑油、航空機貯蔵品、予備部品及び正規の航空機整備品は、当該他方の締約国の領域における関税規制を遵守することを条件として、関税、検査手数料その他これらに類似する課徴金を免除される。
- (5) 前諸項の規定に基づいて関税及び課徴金を免除される燃料、潤滑油、航空機貯蔵品、予備部品及び正規の航空機整備品は、他方の締約国の税関当局の許可を得ないときは、取り卸すことができない。これらの物品は、使用され又は消費されないときは、再輸出されなければならない。これらの物品は、使用され又は再輸出されるま

では、税関当局の管理の下に置かなければならない。

第六条

- (1) 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該航空企業を指定した締約国又は当該締約国の国民に属していないと認めた場合には、当該航空企業が享有し若しくは享有すべき第四条(1)に定める特権を与えず若しくは取り消す権利又は当該航空企業によるそれらの特権の行使に対し必要と認める条件を課する権利を留保する。

- (2) 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が(1)に掲げる特権を許与する締約国の法令を遵守しなかつた場合又はこの協定で定める条件に従つて運営しなかつた場合には、当該航空企業による前記の特権の行使を停止する権利又は当該航空企業によるそれらの特権の行使に対し必要と認める条件を課する権利を留保する。ただし、重ねて法令の違反が生ずることを防止するため又は航行の安全上の理由により、即時に停止し又は条件を課するやむを得ない必要がある場合は、これを除くほか、この権利は、他方の締約国と協議した後により行使しなければならない。

第七条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平なかつ均等な機会を有する。

第八条

いずれか一方の締約国の指定航空企業が協定業務を運営するに当たっては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益を考慮しなければならない。

第九条

- (1) 締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、協定業務に対する公衆の要求と密接な関係を有しななければならない。
- (2) 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国の領域から発し、又はその領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対する当該時期における需要量及び合理的に予測される需要量に適合する輸送力を合理的な利用率において供給することを第一次の目的としなければならない。当該航空企業を指定した国以外の国の領域内の特定路線上の地点で積み込み、かつ、積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送は、輸送力が次のものに関連すべきであ

るといふ一般原則に従つて行なわれなければならない。

(a) その航空企業を指定した締約国の領域への及びその領域からの運輸需要

(b) 直通航空路運営の要求

(c) その航空企業の路線が經由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上でその地域の運輸需要

第十条

(1) いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（たとえば、速力及び設備の程度）及び特定路線のいずれかの部分についての他の航空企業の運賃を含むすべての関係要素に十分な考慮を払い、合理的な水準に定めなければならない。これらの運賃は、次の規定に従つて定めるものとする。

(2) 運賃に関する合意は、可能なきはいつでも、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行なうものとする。それが不可能なときは、各特定路線の全部及び一部に関する運賃は、関係指定航空企業の間で合意しなければならない。いずれの場合にも、運賃は、両締約国の航空当局の認可を受けなければならない。

(3) 関係指定航空企業が運賃に関し(2)の規定による合意を行なうこと

ができなかつた場合又はいずれか一方の締約国の航空当局が提出された運賃に関し同規定による認可を行なわなかつた場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意が成立するように努めなければならない。

(4) (3)の規定に基づく合意が成立しなかつた場合には、その紛争は、第十三条の規定に従つて解決しなければならない。

(5) 新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合には、効力を生じないものとする。ただし、第十三条(3)の規定に基づく場合は、この限りでない。この条の規定に従つて運賃が決定されるまでの間は、すでに実施されている運賃が適用されるものとする。

第十一条

いずれか一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局の要請があつたときは、当該航空当局に対し、自国の指定航空企業が協定業務において供給する輸送力の検討のために合理的に必要とされる定期の又はその他の統計表を提供しなければならない。その統計表は、前記の航空企業が協定業務において運送する貨客の総計を知るために必要なすべての情報を含むものでなければならない。

第十二条

両締約国の航空当局は、この協定の実施に関するすべての事項について緊密な協力を確保するため、定期的にしばしば協議しなければならない。

第十三条

(1) この協定の解釈又は適用に関し、両締約国間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両国の間の交渉によつてその紛争を解決するよう努めなければならない。

(2) 両締約国が交渉によつて紛争を解決することができなかつたときは、その紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁委員とこうして選定された二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁裁判所に決定のため付託することができ。ただし、第三の仲裁委員は、いずれかの締約国の国民であつてはならない。各締約国は、一方の締約国が紛争の仲裁を要請する外交上の公文を他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に一人の仲裁委員を指定しなければならない。第三の仲裁委員については、その後の六十日の期間内に合意されなければならない。いずれ

か一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁委員を指定しなかつたとき、又は第三の仲裁委員について前記の期間内に合意されなかつたときは、いずれか一方の締約国は、国際司法裁判所長に対し、当該仲裁委員を任命するよう要請することができる。

(3) 両締約国は、(2)の規定に基づいて行なわれた決定を守ることが約束する。

第十四条

いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも、他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請を受領した日から六十日の期間内に開始しなければならない。改正が附表についてのみ行なわれる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行なうものとする。両締約国の航空当局が新たな又は修正された附表について合意したときは、この事項に関する両締約国の航空当局の勧告は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十五条

一般的に多数国間の航空運送条約が両締約国に關し効力を生じたときは、この協定は、その条約の規定に適合するように改正しなければならない。

第十六条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができ。その通告の写しは、条約によつて組織された国際民間航空機関に対し同時に送付しなければならない。その通告があつたときは、この協定は、他方の締約国が終了通告を受領した日の後一年で終了するものとする。ただし、両締約国間の合意により当該通告が前記の一年の期間が経過する前に取り消された場合は、この限りでない。他方の締約国が通告の受領を確認しなかつたときは、国際民間航空機関が当該通告の写しを受領した日の後十四日を経過した時に通告が受領されたものとみなす。

第十七条

この協定、この協定の改正及び第十四条の規定に従つて交換される外交上の公文は、国際民間航空機関に登録しなければならない。

第十八条

(1) この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにローマで交換されるものとする。

(2) この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

昭和三十七年四月十七日 衆議院會議録第三十七号 航空業務に関する日本国とパキスタンとの間の協定の締結について承認を求めるの件外一件 財政法の一部を改正する法律案 九〇四

以上の証拠として、下名は、各自の政府により正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十二年一月三十一日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
小坂善太郎

イタリヤのために
マウリリオ・コッピエ

附 表

1 日本国の指定航空企業が両方向に運送する路線

日本国内の地点—香港又はマニラ—サイゴン—バンコック—ラングーン又はダッカ—カルカタ又はニュー・デリー—カラチ—テヘラン、クウェイト、ダーラン又はパレレン—カイロ又はダマスカス—バイルート又はアテネ—ローマ—スイス内の一地点(注)—ドイッ連邦共和国内の一地点—パリ(注)—ロンドン(注)

注 ローマからの及びローマ向けの運輸権を有しない。

2 イタリヤの指定航空企業が両方向に運送する路線
イタリヤ内の地点—アテネ—カイロ、バイルート、テル・アヴィ

ヴ又はダマスカス—テヘラン—カラチ—ボンベイ、ニュー・デリー又はカルカタ—コロンボ又はラングーン—バンコック—マニラ—香港—東京

3 いずれか一方の締約国の指定航空企業が行なう協定業務は、その締約国の領域内の一地点を起点とするものでなければならない。ただし、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たつて、その指定航空企業の選択により省略することができる。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員長森下國雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔森下國雄君登壇〕

○森下國雄君 ただいま議題となりました航空業務に関する二案件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府は、民間航空協定締結のため、パキスタン及びイタリヤとの間に昨年来交渉を行なつて参りましたが、意見の一致を見ましたので、昨年十月十七日にパキスタンと、本年一月三十一日にイタリヤと、航空協定がそれぞれ署名されました。

これらの協定は、さきに国会の承認を得て締結された米、英、国、タイ、インド、ベルギー等との航空協定と同

一の目的及び意義を有し、内容的にもほとんど同一のものであります。すなわち、わが国と相手国領域間の民間航空業務を開始することを目的として、業務の開始及び運営についての手続及び条件を双務的基礎において規定するとともに、附属書または附表において、わが国と相手国の指定航空企業が業務を運営することのできる路線を定めております。

この二つの航空協定は、二月十四日予備審査のため本委員会に付託、三月十四日参議院において承認され、同日本委員会に付託されましたので、会議を開き、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承願います。

この二案件は、四月十三日、討論を省略して採決を行ない、いずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告の通り承認するに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両件は委員長報告の通り承認するに決しました。

日程第四 財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第四、財政法の一部を改正する法律案を議題といたします。

右 財政法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和三十七年二月五日

内閣総理大臣 池田 勇人

財政法の一部を改正する法律

財政法(昭和二十二年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 内閣は、次に掲げる場合に限り、予算作成の手續に準じ、補正予算を作成し、これを国会に提出することができる。

一 法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うほか、

予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出

(当該年度において国庫内の移換えにとどまるものを含む。)又は

は債務の負担を行なうため必要な予算の追加を行なう場合

二 予算作成後に生じた事由に基づいて、予算に追加以外の変更を加える場合

附則第七条第二項中「大蔵事務次官」を「大蔵大臣」に改め、同条第七

項中「委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同項を同条第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8 審議会の臨時委員は、当該特別事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

附則第七条第六項を同条第七項とし、同条第五項ただし書を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「大蔵事務次官」を「大蔵大臣」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

附則第七条に次の一項を加える。

10 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出しを「(補正予算)」に改め、同条第一項中「避け

ることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を

「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予

算」に改め、同条第二項中「追加

予算」を「追加予算」に改め、同条第三項中「追加予算」を「追加予算」に改め、同条第四項中「追加

予算」を「追加予算」に改め、同条第五項中「追加予算」を「追加予算」に改め、同条第六項中「追加

予算」を「追加予算」に改め、同条第七項中「追加予算」を「追加予算」に改め、同条第八項中「追加

予算」を「追加予算」に改め、同条第九項中「追加予算」を「追加予算」に改め、同条第十項中「追加

算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができ。

第三十九条第二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第四十条を次のように改める。

3 日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の十一の見出しを「（補正予算）」に改め、同条第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができ。

第三十九条の十一第二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第三十九条の十二を次のように改める。

第三十九条の十二 削除

4 日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十条の見出しを「（補正予算）」に改め、同条第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができ。

第三十条第二項を削り、同条第三項中「前二項を」前項に、「追加予算及び予算の修正を」補正予算に改め、同項を同条第二項とする。

5 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十條の見出しを「（補正予算）」に改め、同条第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

第三十九条の十二を次のように改める。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができ。

第十條第二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

6 日本開發銀行法（昭和二十六年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第二十八條の見出しを「（補正予算）」に改め、同条第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができ。

第二十八條第二項を削り、同条第三項中「前二項を」前項に、「追加予算及び予算の修正を」補正予算に改め、同項を同条第二項とする。

7 日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第五十條の見出しを「（補正予算）」に改め、同条第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができ。

第五十條第二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十一條を次のように改める。

第五十一條 削除

理 由

国の財政の合理的な運営に資するため、追加予算及び予算の修正に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長（原健三郎君） 委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事嶋田宗一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔嶋田宗一君登壇〕

○嶋田宗一君 たいま議題となりました財政法の一部を改正する法律案に

ついて、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。この法律案は、国の財政の合理的な運営に資するため、財政法第二十九条の規定による追加予算及び予算の修正に関する制度を整備するとともに、財政制度審議会の構成について所要の改正を行なうこととしたしております。

まず第一に、現行法では、内閣が追加予算を提出できる場合は、必要避けることのできない経費に不足を生じた場合と規定いたしておりますが、この際、規定を整備することとし、当該年度においては国庫内の移しかえにとどまる支出であつても、特に緊要なものにつきましても、これを追加補正の対象となり得る旨を法律上明確にすることとしたしております。

第二に、御承知の通り、現行法では、予算の補正は、追加予算と修正予算の二本建に区分いたされておりますが、実際の運営におきましては、両者が一体となつて、いわゆる補正予算として編成されておりますので、法律上の名称もこれに合わせて補正予算に統一することとする等、規定を整備いたしております。

第三に、三公社、公庫等、その予算について国会の議決を要求されている政府関係機関の補正予算制度につきましても、以上の改正に準じて、それぞ

昭和三十七年四月十七日 衆議院會議録第三十七号 大蔵省設置法の二部を改正する法律案

れ関係法律をこの改正案の附則において改めることとしたしております。

第四に、大蔵省の付属機関である財政制度審議会の会長を、現在の大蔵事務次官から大蔵大臣に改めるとともに、新たに臨時委員を置くことができるといたしました。

本案に対しては、次のような修正案が提出されました。すなわち、原案におきまして、昭和三十七年四月一日からと定められております本案の施行期日を、公布の日から改めようとするものであります。

本案につきましては、参考人の意見を聴取する等、慎重審議の結果、去る十三日、質疑を終了し、日本社会党を代表して堀委員より反対討論、民主社会党を代表して春日委員より賛成討論のあつた後、直ちに採決を行ないましたところ、起立多数をもって修正議決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

財政法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

財政法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十七年四月一日を、公布の日」に改める。

○副議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正でありました。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数、よって、本案は委員長報告の通り決しました。

日程第五 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第五、大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

右

昭和三十七年一月二十五日
内閣総理大臣 池田 勇人

大蔵省設置法の一部を改正する法律

大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第五條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 理財局に証券部を置く。

第十條に次の一項を加える。
2 証券部においては、前項第十九号から第二十二号までの事務をつかさどる。

第十五條第五項中「二部」を「三部」に、「作業部」を「作業管理部」に改め、同条第六項中「その所掌する作業に關する研究、講習及び指導を行はせるため、研究所を」を削り、同条第八項中「研究所及び」を削る。

第四十一條第一項の表中「全国資産再評価調査会」の項を削る。

第四十六條第一項中「それぞれを削り、同項の表中地方資産再評価調査会の項を削る。

第四十九條第一項の表中「一五、三五五」を「一五、九一六」に、「五〇、七三四人」を「五〇、九五一人」に、「六六、〇六九人」を「六六、八六七人」に改める。

附 則
1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 大蔵省本省の定員は、改正後の大蔵省設置法第四十九條第一項の規定にかかわらず、昭和三十七年九月三十日までの間は、一万五千九百七十七人とする。

3 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十章 資産再評価審査会及び資産再評価調査会(第九十二條、第九十六條)」を「第十章 資産再評価審査会(第九十二條、第九十六條)」に改める。

第七十三條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

「第十章 資産再評価審査会及び資産再評価調査会」を「第十章 資産再評価審査会」に改める。

第九十二條中「、国税庁に全国資産再評価調査会を、国税局に地方資産再評価調査会を」を削る。

第九十三條第三項及び第四項を削る。

第九十四條第二項及び第三項を削る。

第九十五條第一項中「、国税庁長官又は国税局長、それぞれ及び、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会」を削り、同条第二項中「、全国資産再評価調査会」を削り、同条第三項中「、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会」を削る。

第九十六條中「、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会」を削る。

第九十六條中「、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会」を削る。

第九十六條中「、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会」を削る。

第九十六條中「、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会」を削る。

第九十六條中「、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会」を削る。

第九十六條中「、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会」を削る。

第九十六條中「、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会」を削る。

第九十六條中「、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会」を削る。

第九十六條中「、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会」を削る。

第九十六條中「、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会」を削る。

第九十六條中「、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会」を削る。

第九十六條中「、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会」を削る。

4 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭和二十九年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十五條第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第十六條第四項中「第六項から第八項」を「第五項から第七項」に改める。

第十九條第六項中「(第五項を除く)」を削る。

第二十四條第四項中「第七項」を「第六項」に改める。

理 由
最近における証券行政の重要性にかえりみ、大蔵省の理財局に証券部を設けるとともに、造幣局の機構を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員理事草野一郎平君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔草野一郎平君登壇〕

○草野一郎平君 ただいま議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会にお

き、

き、

き、

ける審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、第一に、理財局に証券部を設置すること、第二に、造幣局に作業管理部を設置すること、第三に、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会を廃止すること、第四に、定員を七百九十八人増員することであります。

本案は、一月二十五日本委員会に付託され、二月一日政府より提案理由の説明を聴取し、四月十三日、質疑を終了いたしましたところ、自民、社会、民社三党共同提案にかかる施行期日を公布の日に改め、定員に関する改正規定は四月一日適用とする等の修正案が提出され、内田委員より趣旨説明がなされた後、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって修正案の通り修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

大蔵省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案 (委員会修正)

大蔵省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十七年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行する。ただし、第四十九条第

一項の表の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和三十七年四月一日から適用する。」に改める。

附則第三項中資産再評価法第七十三条の改正規定を削る。

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は修正でありました。本案は委員長報告の通り決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り決しました。

日程第六 農地開発機械公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第六、農地開発機械公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十七年二月一日

内閣総理大臣 池田 勇人

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案
農地開発機械公団法(昭和三十年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三條の次に次の一條を加える。
(資本金)

第三條の二 公団の資本金は、一億五千万円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公団に追加して出資することが出来る。

3 公団は、前項の規定による政府からの出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第七條中「二人以内」を「三人以内」に改める。

第十五條中「業務の一部」を「従たる事務所の業務」に改める。

第十八條第一項第一号中「部品を含む。」の下に「以下この条において「機械等」という。」を加え、同条第二項中「同項第一号の機械及び器具」を「機械等」に、「当該機械及び器具」を「当該機械等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 公団は、前二項に掲げる業務のほか、第一項第一号及び第二号並びに前項の業務に附帯して行なうその保有に係る機械等の整備又は修理の業務の用に供する施設の効率的な運用を図るため必要があるときは、当該整備又は修理の業務を行なうのに支障がない限り、当該施設により、委託を受けて機械

等の整備又は修理の事業を行なうことができる。

第二十一條第一項中「予算」の下に「事業計画」を加え、同条第二項を削る。

第二十二條中「七月三十一日」を「五月三十一日」に改める。

第二十三條第一項中「二月以内」を「二月以内」に改める。

第二十九條に次の一号を加える。
三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

第三十二條第一号中「第二十一條第一項」を「第二十一條」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 政府は、当分の間、必要があると認めるときは、改正後の第三條の二第二項の規定にかかわらず、国が農地の造成又は改良の事業の用に供している土地、建物その他土地の定着物、船舶又は物品(以下次項において「土地等」という。)を出資の目的として、農地開発機械公団に追加して出資することが出来る。

3 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 改正後の第三條の二第三項の規定は、附則第二項の規定による政府からの出資があつた場合に準用する。

府からの出資があつた場合に準用する。

5 附則第三項の評価委員その他同項の規定による評価に関し必要な事項は、政令で定める。

6 農地開発機械公団の昭和三十三年年度については、改正前の第二十一條第一項の規定による認可を受けた予算及び資金計画に添えて提出された当該事業年度に係る同条第二項の業務計画を、改正後の第二十一條前段の規定による認可を受けた事業計画とみなす。

理由

農地の造成及び改良の事業の一層の推進を図るため、農地開発機械公団に政府が出資を行ない、その業務の範囲を拡大する等の措置により、同公団の業務の運営の基礎を整備強化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事秋山利恭君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔秋山利恭君登壇〕

○秋山利恭君 ただいま議題となりました内閣提出、農地開発機械公団法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

昭和三十七年四月十七日 衆議院會議録第三十七号 農地開発機械公団法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

農地開発機械公団は、国際復興開発銀行等から資金の融通を受けて、高効率の機械を保有し、これにより大規模な農地の造成改良等の事業を行なうことを目的として、昭和三十年に設立され、自來これらの事業を国等から委託を受けて実施し、また、これらの事業に機械を貸し付ける等の業務を行なつて参つたのであります。

しかし、農業基本法に基づく新農政の方向として、今後、農業構造改善のための農用地の開発事業等土地条件の整備が必須事業となり、その事業量の増大が予想されますので、この動向に対処するため、農地開発機械公団に政府が出資を行ない、その業務の範囲を拡大する等の措置を講じ、同公団の業務の運営の基礎を整備強化しようとして、本案が提出せられたのであります。

以下、本案のおもな内容について申し上げますと、第一に、政府は同公団に対し、昭和三十七年度に一億五千万円を出資するとともに、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公団に対し追加して出資することができること、第二に、政府は、当分の間、必要があると認めるときは、国が農地の造成及び改良の事

業に供している土地、建物、船舶、物品等を公団に追加して出資することができること、第三に、公団はその保有にかかる機械の整備、または修理の業務の用に供する施設を効果的に運用するため、必要があるときは、その業務に支障がない限り、この施設により委託を受けて機械の整備または修理の事業を行なうことができること、第四に、公団は余裕金を信託銀行または信託会社への金銭信託の方法により運用することができること、その他公団の役員として、理事を一人増員して三人以内とすること等と相なっております。

本案は、二月一日付託され、二月六日提案理由の説明を聴取し、三月二十九日から四月十三日までの間に四回にわたる質疑を行ない、その間、公団理事長松本烈君らを二回にわたって参考人として招き、これに対し質疑を行なうなど、慎重審査の上、四月十三日質疑を終りました。

同日、自由民主党の委員から、原案は、昭和三十七年四月一日から施行することとしていので、これを公布の日から施行することに修正するの動議が出され、次いで、修正案及び原案を一括して討論に付しましたところ、日本社会党及び民主社会党の委員から、

それぞれ反対の討論を行ない、これを採決いたしましたところ、本案は多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、報告を終わります。(拍手)

〔参照〕
農地開発機械公団法の一部を改正する法律案に対する修正案
(委員会修正)
農地開発機械公団法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十七年四月一日」を「公布の日」に改める。

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(原健三郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

○副議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君
大蔵大臣 水田三喜男君
農林大臣 河野 一郎君
通商産業大臣 佐藤 榮作君
運輸大臣 斎藤 昇君
国務大臣 藤山愛一郎君
出席政府委員
法制局長官 林 修三君
外務政務次官 川村善八郎君
中小企業庁長官 大堀 弘君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る十三日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

総理府設置法等の一部を改正する法律

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

道路整備特別措置法の一部を改正する法律

日本国有鉄道法の一部を改正する法律

モーターボート競走法の一部を改正する法律

刃地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

競馬法の一部を改正する法律

商法の一部を改正する法律

科学技術庁設置法の一部を改正する法律

国民生活研究所法

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律

児童扶養手当法の一部を改正する法律

(常任委員辞任)

一、去る十三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

柳田 秀一君 堀 昌雄君

法務委員

東海林 登君

外務委員

佐々木良作君

大蔵委員

岡 良一君 石村 英雄君

文教委員

勝岡田清一君

社会労働委員

井堀 繁男君

農林水産委員

草野 一郎平君 川俣 清音君

谷垣 專一君

決算委員

久保 三郎君 芳賀 貢君

岡 良一君

議院運営委員

井堀 繁男君 春日 一幸君

(常任委員補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

堀 昌雄君 柳田 秀一君

法務委員

外務委員 田中義之進君

大蔵委員

石村 英雄君 岡 良一君

文教委員

社会労働委員 井伊 誠一君

農林水産委員

谷垣 專一君 東海林 勉君

草野 一郎平君

決算委員

岡 良一君 勝間田清一君

久保 三郎君

議院運営委員

春日 一幸君 井堀 繁男君

(特別委員辞任)

一、去る十三日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

内田 常雄君 永山 忠則君

(特別委員補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

永山 忠則君 内田 常雄君

(条約提出)

一、去る十三日内閣から提出した条約は次の通りである。

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件

(議案提出)

一、去る十三日議員から提出した議案は次の通りである。

中小企業基本法案(宮澤鳳勇君外二百六十二名提出)

一、去る十三日内閣から提出した議案は次の通りである。

国家公務員法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、去る十三日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

建築物用地下水の採取の規制に関する法律案

道路運送車両法等の一部を改正する法律案

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十三日委員会に付託された議案は次の通りである。

外国為替銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)(参議院送付)

大蔵委員会 付託

商店街における事業者等の組織に関する法律案(首藤新八君外四十四名提出、衆法第三九号)

国土調査促進特別措置法案(相川勝六君外五名提出、衆法第四〇号)

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七号)(参議院送付)

以上三件 商工委員会 付託

道路運送車両法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二九号)(参議院送付)

運輸委員会 付託

(議案受領)

一、去る十四日委員会に付託された議案は次の通りである。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外十一名提出、衆法第四一号)

農林水産委員会 付託

(議案送付)

一、去る十三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

労働省設置法の一部を改正する法律案

臨時司法制度調査会設置法案

地方自治法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

一、去る十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国土調査促進特別措置法案(相川勝六君外五名提出)

商店街における事業者等の組織に関する法律案(首藤新八君外四十四名提出)

一、去る十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外十一名提出)

(回付議案受領)

一、去る十三日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

総理府設置法等の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、去る十三日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

総理府設置法等の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十三日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

モーターボート競走法の一部を改正する法律案

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律案

競馬法の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、去る十三日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

昭和三十三年四月十七日 衆議院會議録第三十七号 議案に関する報告書

国民生活研究所法案

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案
児童扶養手当法の一部を改正する法律案

(議案撤回)

一、去る十三日、議員から、次の議案を撤回する旨の申出があつた。
国土調査促進特別措置法案 (相川勝六君外二名提出)

(議案撤回通知)

一、次の議案は、去る十三日、委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。
国土調査促進特別措置法案 (相川勝六君外二名提出)

(緊急質問提出)

一、去る十三日提出した緊急質問は次の通りである。
頻発する自衛隊機の墜落事故に関する緊急質問 (緒方幸男君提出)

木船運送法の一部を改正する法律案 (内閣提出) に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、最近における内航船舶の鋼船化にかんがみ、小型鋼船による海運業についても木船による

ものと同様の規制を行なうこととする。ことに、小型船海運業の健全な発達を図らうとするもので、その改正の主な内容は次の通りである。

- 1 題名を小型船海運業法に改めるとともに、木船運航業を小型船運航業に、木船回漕業を小型船運送取扱業に、木船貸渡業を小型船貸渡業に改めること。
- 2 適用範囲に新たに五〇〇総トン未満の小型鋼船を加えること。
- 3 従来の登録制を二〇総トン以上の船舶による海運業とし、二〇総トン未満の船舶による小型船運航業又は、小型船貸渡業は届出制にすること。
- 4 登録の資格要件に、小型船海運業を行なうに必要な能力及び資力信用を加えるとともに、登録事項のうち所要の事項を変更しようとするときは、事前に運輸大臣の変更登録を受けなければならないこと。
- 5 営業保証金は、現金のほか国債証券、地方債証券その他運輸省令で定める有価証券をもつて供託することができることとする。

二 議案の可決理由

本案は、小型船海運業の健全な発達を図るため、妥協と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月十三日

運輸委員長 簡牛 九夫

衆議院議長清瀬一郎殿

航空業務に関する日本国とパキスタンとの間の協定の締結について承認を求めるの件 (参議院送付) に関する報告書
一 本件の要旨及び目的
わが国はパキスタンとの間に、

昨年四月以来、民間航空協定締結のための交渉を行なってきたが、協定の案文について合意が成立したので、同年十月十七日、カラチにおいて本協定に署名を行なつた。

本協定は、わが国とパキスタンとの間の民間航空業務を開設することを目的とし、業務の開始及び運営についての手続と条件を双務的基礎において規定するとともに、附属書において両国の指定航空企業が業務を運営することの

きる路線を定めているもので、さきに締結された米国、英国、タイ、インド、ベルギー等との間の航空協定とその内容及び形式においてほぼ同一のものである。

なお、本協定は、各締約国により憲法上の手続に従つて承認された後、その承認を通知する外交上の公文が交換される日に効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、わが国とパキスタンの航空企業がそれぞれ双務的かつ平等の条件で相手国に乗り入れる権利をもつことになるのみならず、両国間の政治、経済及び文化上の友好関係も一層促進されることが期待されるので、必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和三十三年四月十三日

外務委員長 森下 國雄

衆議院議長清瀬一郎殿

航空業務に関する日本国とイタリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件 (参議院送付) に関する報告書
一 本件の要旨及び目的
わが国はイタリアとの間に、昨

年十月以来、民間航空協定締結のための交渉を行なってきたが、協定の案文について合意が成立したので、本年一月三十一日、東京において本協定の署名を行なつた。

本協定は、わが国とイタリアとの間の民間航空業務を開設することを目的とし、業務の開始及び運営についての手続と条件を双務的基礎において規定するとともに、附表において両国の指定航空企業が業務を運営することのできる路線を定めているもので、さきに締結された米国、英国、タイ、インド、ベルギー等との間の航空協定とその内容及び形式においてほぼ同一のものである。

なお、本協定は、批准書交換の日効力を生ずることになつてゐる。

会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、わが国とイタリアの航空企業が、それぞれ双務的かつ平等の条件で相手国に乗り入れる権利をもつことになるのみならず、両国間の政治、経済及び文化上の友好関係も一層促進されることが期待されるので、必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十七年四月十三日

外務委員長 森下 國雄

衆議院議長清瀬一郎殿

財政法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

1 現行法では、内閣が追加予算を提出できる場合は、「必要とすることのできない経費に不足を生じた場合」と規定されているため、さしあたりその年度中は国庫の外へは支出されないで、翌年度以降の支出目的のために繰入れられるようなものについて

については、従来これを追加予算の対象とすることができるとされうかについて疑義があるとされてきたので、今後このような論議が起らないように、この際規定を整備することとし、当該年度においては国庫内の移換えにとどまる支出であつても、特に緊要なものについては、これを追加補正の対象となりうる旨を法律上明確にすることとしている。

2 現行法では、予算の補正は「追加予算」と「修正予算」の二本

建に区分されているが、実際の運営においては、両者が一体となつて、いわゆる補正予算として編成されているので、法律上の名称もこれに合わせて「補正予算」に統一することとしている。

また、これらの予算を提出できる時期的要件についても、現行法では、追加予算は「予算作成後」、修正予算は「予算成立後」に生じた事由に基づくものでなければならないこととしているが、この最も実態に合わせて「予算作成後」に統一することとしている。

3 三公社、公庫等、その予算について国会の議決を要求されている政府関係機関の補正予算制度についても、以上の改正に準じて、それぞれ関係法律を、この改正案の附則において改めることとしている。

4 大蔵省の附属機関である財政制度審議会の会長を、現在の大蔵事務次官から大蔵大臣に改めるとともに、新たに臨時委員をおくことができることとしている。

二 議案の修正議決理由

国の財政の合理的な運営に資するため、財政法第二十九条の規定による追加予算および予算の修正に関する制度を整備するとともに、財政制度審議会の構成について所要の改正を行なうとするもので、時宜に適合するものと認め、施行期日について修正を行なう必要があるため、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十七年四月十三日

大蔵委員長 小川 平二

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

1 この法律は、公布の日、昭和三十七年四月一日から施行する。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の主たる改正点は次のとおりである。

1 最近における証券市場の拡大並びに証券投資信託の発展等に伴い、証券行政の重要性はますます高まりつつあるので、明確な責任体制のもとに合理的かつ強力な証券行政の運営を図るため、理財局に証券部を設置すること。

2 最近における補助貨幣の著しい増加並びに工場施設の整備に対応し、業務の効率的な運営を図るため、造幣局に新たに作業管理部を設置すること。

3 全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会は、すでにその使命を達成したので、これを廃止すること。

4 税関業務の増加に伴う税関職員

員の増員等のほか、定員外職員の定員化のため、大蔵省の職員の定員を七九八人増員して次のように改めること。

本省 一五、九一六人(新規増四〇三人、定員化一七八人、計五八一人の増員)
国税庁 五〇、九五一人(定員化による二一七人の増員)
合計 六六、八六七人
なお、施行期日は本年四月一日としている。

二 議案の修正議決理由

近時、証券行政の重要性がとみに増大しつつある実情等にかんがみ、行政運営の改善を図るため、本案は、妥当な措置と認めるが、その施行期日については、四月一日を既に経過しているのでこれを公布の日に変更する等、所要の修正を行なう必要があるため、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、一億一千六百六十一万五千円が昭和三十一年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十七年四月十七日 衆議院會議録第三十七号 議案に関する報告書

昭和三十七年四月十三日

内閣委員長 中島 茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

1 この法律は、公布の日
昭和三十七年四月

一日から施行する。ただし、第四十九
条第一項の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和三十七年四月一日から適用する。

2 大蔵省本省の定員は、改正後の
大蔵省設置法第四十九条第一項の
規定にかかわらず、昭和三十七年
九月三十日までの間は、一万五千
九百七十八人とする。

3 資産再評価法(昭和二十五年法
律第百十号)の一部を次のように
改正する。

目次中「第十章 資産再評価審
議会及び資産再評価調査会(第九
十二条―第九十六条)」を「第十
章 資産再評価審議会(第九十二
条―第九十六条)」に改める。

第七十三条第二項を削り、同条

第三項中「第一項」を「前項」に改

め、同項を同条第二項とし、同条

第四項を同条第三項とし、同条第

五項中「第三項」を「第二項」に改

め、同項を同条第四項とする。

「第十章 資産再評価審議会及
び資産再評価調査会」を「第十章
資産再評価審議会」に改める。

第九十二条中「、国税庁に全国
資産再評価調査会を、国税局に地
方資産再評価調査会」を削る。

第九十三条第三項及び第四項を
削る。

第九十四条第二項及び第三項を
削る。

第九十五条第一項中「、国税庁
長官又は国税局長」、「それぞれ」
及び「、全国資産再評価調査会又
は地方資産再評価調査会」を削り、
同条第二項中「、全国資産再評

価調査会又は地方資産再評価調査
会」、「又は地方公共団体」、「それぞ
れ」及び「、国税庁長官又は国税局
長」を削り、同条第三項中「、全国
資産再評価調査会又は地方資産再
評価調査会」を削り、同条第四項
及び第五項中「、全国資産再評価
調査会及び地方資産再評価調査
会」を削る。

第九十六条中「、全国資産再評
価調査会及び地方資産再評価調査
会」を削る。

農地開発機械公団法の一部を改
正する法律案(内閣提出)に關す
る報告書

一 議案の要旨及び目的

農地開発機械公団は、国際復興
開発銀行、余剰農産物資金融通特
別会計等から資金の融通を受けて、

高効率の機械を保有し、大規模な
農地の造成改良等の事業を早期に
完成することを目的として昭和三十
年に設立され、これらの事業を
国、地方公共団体等から委託を受
けて実施し、またはその保有機械
をこれらの事業に貸し付け及び輸
入に係る乳牛の売渡しの業務を
行なつてきた。

しかし、今後における農業構
造の改善のための農用地の開発、
大圃場の造成等、土地条件を整備
する事業の増大が予想されるので、
これらの動向に対処するため、政
府は、農地開発機械公団に対し、
新たに投資を行なうこと等によ
り、同公団を整備強化し、同公団
による農用地の開発改良事業の効
率的な推進をはかることとして、
本案が提出せられたものである。
その主な内容は、次のとおりで
ある。

1 公団の資本金を一億五千万円
とし、政府がその全額を投資す
るとともに、政府は、必要があ
ると認めるときは、予算で定め
る金額の範囲内において、公団
に追加して投資することができ
ること。

2 政府は、当分の間、必要があ
ると認めるときは、国が農地の
造成又は改良の事業に供してい

る土地、建物その他の土地の定
着物、船舶又は物品等を公団に
追加して投資することができ
ること。

3 公団の保有に係る機械の整備
又は修理の業務の用に供する施
設の効果的な運用を図るため必
要があるときは、当該整備又は
修理の業務を行なうのに支障が
ない限り、当該施設により、委
託を受けて機械等の整備又は修
理の事業を行なうことを公団の
業務に加えること。

4 公団は、余裕金を信託業務を
営む銀行又は信託会社への金銭
信託の方法により運用できるこ
ととすること。

5 公団の役員として、理事を一
人増加して、三人以内とするこ
と。

二 議案の修正議決理由

今後における農業政策を進める
方向として、農業構造の改善のた
めに、農用地等の開発改良事業を
強力に推進する必要がある。本案
は、このような要請にこたえ、農
地開発機械公団の事業を効率的に
遂行せしめるため、政府が新たに
投資を行なうこと等によつて、同
公団を整備強化しようとするもの
であつて、その趣旨は妥当なもの
と認められる。しかしながら、本

案の施行日について、これを改め
る必要があるので、本案は、これ
を別紙のとおり修正議決すべきも
のと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十七年度一般会計予算
に、農地開発機械公団欠損金補填
補助金一億五千万円及び同公団出
資金一億五千万円計二億五千万
万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十七年四月十三日

農林水産
委員長 野原 正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕
(小字及び一は修正)

附 則

1 この法律は、公布の日
昭和三十七年四月
一日から施行する。

九一二

明治三十五年 第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円

(但し良質紙は二十円)

(郵送料別)

所 東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一、官報課

衆議院會議録第三十四号中正誤	ベシ段 行 誤 正
八五 三 指令 指定	八五 三 指令 指定
八三 一 九 昨年 昨	八三 一 九 昨年 昨
衆議院會議録第三十五号中正誤	ベシ段 行 誤 正
八六 四 六 審議會 審査会	八六 四 六 審議會 審査会
衆議院會議録第三十六号中正誤	ベシ段 行 誤 正
八六 一 三 追落 墜落	八六 一 三 追落 墜落